令和５年度税制改正の大綱（抜粋）

令和４年 12 月 23 日
閣　議　決　定

Ⅰ　令和５年度税制改正

四　消費課税

３　車体課税の見直し

（国　税）

排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車に係る自動車重量税の免税等の特例措置（いわゆる「自動車重量税のエコカー減税」）について、次の措置を講ずる。

(1)　令和５年 12 月 31 日まで、現行制度を継続する。

(2)　その上で、次の見直しを行った上、その適用期限を令和８年４月 30 日まで延長する。

①　乗用自動車（軽油自動車を除く）

イ　自動車重量税を免除し、又は税率を 50%若しくは 25%軽減する自動車に係る燃費性能に関する要件を次のとおりとする。

現 行	令和６年１月１日以後	令和７年５月１日以後
令和12年度燃費基準に対する達成の程度が90%以上であるもの（令和２年度燃費基準を達成しているものに限る。）	現行と同じ。	令和12年度燃費基準を達成しているもの（令和２年度燃費基準を達成しているものに限る。）
令和12年度燃費基準に対する達成の程度が75%以上であるもの（令和２年度燃費基準を達成しているものに限る。）	令和12年度燃費基準に対する達成の程度が80%以上であるもの（令和２年度燃費基準を達成しているものに限る。）	令和12年度燃費基準に対する達成の程度が90%以上であるもの（令和２年度燃費基準を達成しているものに限る。）
令和12年度燃費基準に対する達成の程度が60%以上であるもの（令和２年度燃費基準を達成しているものに限る。）	令和12年度燃費基準に対する達成の程度が70%以上であるもの（令和２年度燃費基準を達成しているものに限る。）	令和12年度燃費基準に対する達成の程度が80%以上であるもの（令和２年度燃費基準を達成しているものに限る。）

ロ　平成 30 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 30 年排出ガス基準値より 50％以上窒素酸化物の排出量が少ない自動車のうち、令和 12 年度燃費基準に対する達成の程度が 75％以上であるもの（令和２年度燃費基準を達成しているものに限る。）で、令和７年５月１日から令和８年４月 30 日までの間に自動車検査証の交付等を受けるものについては、当該自動車検査証の交付等の際に納付すべき自動車重量税について本則税率を適用する経過措置を講ずる。

ハ　新車に係る新規検査後に受ける最初の継続検査等の際に納付すべき自動車重量税を免除する自動車は、次に掲げるものとする。

（イ）令和 12 年度燃費基準に対する達成の程度が 120％以上である自動車で令和６年１月１日から令和７年４月 30 日までの間に新車に係る新規検査を受けるもの

（ロ）令和 12 年度燃費基準に対する達成の程度が 125％以上である自動車で令和７年５月１日から令和８年４月 30 日までの間に新車に係る新規検査を受けるもの

②　乗用自動車（軽油自動車に限る。）

イ　平成 30 年排出ガス規制に適合する自動車で、現行、自動車重量税を免除するものについて、自動車重量税を免除し、又は税率を 50％若しくは 25％軽減する自動車に係る燃費性能に関する要件を上記①イと同様とする。

ロ　平成 30 年排出ガス規制に適合する自動車のうち令和 12 年度燃費基準に対する達成の程度が 75％以上であるもの（令和２年度燃費基準を達成しているものに限る。）で、令和７年５月１日から令和８年４月 30 日までの間に自動車検査証の交付等を受けるものについては、当該自動車検査証の交付等の際に納付すべき自動車重量税について本則税率を適用する経過措置を講ずる。

ハ　新車に係る新規検査後に受ける最初の継続検査等の際に納付すべき自動車重量税を免除する自動車は、上記①ハ（イ）及び（ロ）に掲げるものとする。

③　トラック（車両総重量が 2.5ｔ以下の揮発油自動車に限る。）

平成 30 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 30 年排出ガス基準値より 50％以上窒素酸化物の排出量が少ない自動車について、自動車重量税を免除し、又は税率を 75％、50％若しくは 25％軽減する自動車に係る燃費性能に関する要件を次のとおりとする。

現 行	令和６年１月１日以後
平成27年度燃費基準に対する達成の程度が125％以上であるもの	令和４年度燃費基準に対する達成の程度が105％以上であるもの

平成27年度燃費基準に対する達成の程度が120%以上であるもの	令和４年度燃費基準を達成しているもの
平成27年度燃費基準に対する達成の程度が115%以上であるもの	令和４年度燃費基準に対する達成の程度が95%以上であるもの
平成27年度燃費基準に対する達成の程度が105%以上であるもの	令和４年度燃費基準に対する達成の程度が90%以上であるもの

④ バス（車両総重量が 3.5ｔ以下の軽油自動車に限る。）

本措置の適用対象となる自動車の範囲から、平成 21 年排出ガス規制に適合するものを除外する。

⑤　トラック（車両総重量が 2.5ｔを超え 3.5ｔ以下の揮発油自動車及び軽油自動車に限る。）

イ　揮発油自動車のうち、平成 30 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 30 年排出ガス基準値より 50%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの及び軽油自動車のうち平成 30 年排出ガス規制に適合するものについて、自動車重量税を免除し、又は税率を 75%若しくは 50%軽減する自動車に係る燃費性能に関する要件を次のとおりとする。

現 行	令和６年１月１日以後
平成27年度燃費基準に対する達成の程度が115%以上であるもの	令和４年度燃費基準を達成しているもの
平成27年度燃費基準に対する達成の程度が110%以上であるもの	令和４年度燃費基準に対する達成の程度が95%以上であるもの
平成27年度燃費基準に対する達成の程度が105%以上であるもの	令和４年度燃費基準に対する達成の程度が90%以上であるもの

ロ　揮発油自動車のうち、平成 30 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 30 年排出ガス基準値より 25%以上窒素酸化物の排出量が少ないものについて、自動車重量税の税率を 75%又は 50%軽減する自動車に係る燃費性能に関する要件を次のとおりとする。

現 行	令和６年１月１日以後
平成27年度燃費基準に対する達成の程度が115%以上であるもの	令和４年度燃費基準を達成しているもの
平成27年度燃費基準に対する達成の程度が110%以上であるもの	令和４年度燃費基準に対する達成の程度が95%以上であるもの

ハ　本措置の適用対象となる自動車の範囲に、揮発油自動車で平成 30 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 30 年排出ガス基準値より 25%以上窒素

酸化物の排出量が少ない自動車のうち、令和４年度燃費基準に対する達成の程度が 90%以上であるものを加える。

ニ　本措置の適用対象となる自動車の範囲から、軽油自動車で平成 21 年排出ガス規制に適合するものを除外する。

⑥　バス・トラック（車両総重量が 3.5ｔを超えるものに限る。）

イ　現行、税率を 75%軽減する自動車に係る軽減割合を、令和６年１月１日から令和７年４月 30 日までの間、50%とし、税率を 50%軽減する自動車に係る軽減割合を、令和６年１月１日から令和７年４月 30 日までの間、25%とし、同年５月１日以後は、本措置の適用対象となる自動車の範囲から、税率を 25%軽減する自動車を除外する。

ロ　自動車重量税を免除し、又は税率を 50%軽減する自動車に係る燃費性能に関する要件を次のとおりとする。

現 行	令和６年１月１日以後	令和７年５月１日以後
平成27年度燃費基準に対する達成の程度が115%以上であるもの	現行と同じ。	令和７年度燃費基準を達成しているもの
平成27年度燃費基準に対する達成の程度が105%以上であるもの	平成27年度燃費基準に対する達成の程度が110%以上であるもの（再掲）	令和７年度燃費基準に対する達成の程度が95%以上であるもの

(3)　自動車重量税の納付の事実の確認等の特例措置について、次の見直しを行う。

①　自動車重量税のエコカー減税の適用を受け、又は本則税率の適用を受けた自動車の自動車重量税について、自動車製作者等の不正行為に起因し納付不足額が発生した場合の当該自動車製作者等が納付すべき自動車重量税の額は、当該納付不足額に 35%（現行：10%）を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

②　上記①の自動車製作者等が納付した自動車重量税の額は、その法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しないこととする。

（注）　上記の改正は、令和６年１月１日以後に法定納期限が到来する自動車重量税について適用する。

(4)　その他所要の措置を講ずる。

(注)　上記（(1)及び(2)の適用期限の延長を除く。）の改正は、令和６年１月１日から施行する。

(地方税)

〈自動車税環境性能割〉

(1)　環境性能に応じた非課税又は１%若しくは２%の税率（営業用自動車にあっては、非課税又は 0.5%若しくは１%の税率）の適用区分について、次の見直し

を行う。

① 自家用乗用車

燃費性能に関する要件を次のとおりとする。

現 行	令和６年１月１日以後	令和７年４月１日以後
令和12年度燃費基準に対する達成の程度が85％以上であるもの（令和２年度燃費基準を達成しているものに限る。）	同左	令和12年度燃費基準に対する達成の程度が95％以上であるもの（令和２年度燃費基準を達成しているものに限る。）
令和12年度燃費基準に対する達成の程度が75％以上であるもの（令和２年度燃費基準を達成しているものに限る。）	令和12年度燃費基準に対する達成の程度が80％以上であるもの（令和２年度燃費基準を達成しているものに限る。）	令和12年度燃費基準に対する達成の程度が85％以上であるもの（令和２年度燃費基準を達成しているものに限る。）
令和12年度燃費基準に対する達成の程度が60％以上であるもの（令和２年度燃費基準を達成しているものに限る。）	令和12年度燃費基準に対する達成の程度が70％以上であるもの（令和２年度燃費基準を達成しているものに限る。）	令和12年度燃費基準に対する達成の程度が75％以上であるもの（令和２年度燃費基準を達成しているものに限る。）

② 営業用乗用車

燃費性能に関する要件を次のとおりとする。

現 行	令和６年１月１日以後	令和７年４月１日以後
令和12年度燃費基準に対する達成の程度が75％以上であるもの（令和２年度燃費基準を達成しているものに限る。）	令和12年度燃費基準に対する達成の程度が80％以上であるもの（令和２年度燃費基準を達成しているものに限る。）	令和12年度燃費基準に対する達成の程度が90％以上であるもの（令和２年度燃費基準を達成しているものに限る。）
令和12年度燃費基準に対する達成の程度が65％以上であるもの（令和２年度燃費基準を達成しているものに限る。）	令和12年度燃費基準に対する達成の程度が70％以上であるもの（令和２年度燃費基準を達成しているものに限る。）	令和12年度燃費基準に対する達成の程度が80％以上であるもの（令和２年度燃費基準を達成しているものに限る。）

令和12年度燃費基準に対する達成の程度が60％以上であるもの（令和２年度燃費基準を達成しているものに限る。）	同左	令和12年度燃費基準に対する達成の程度が70％以上であるもの（令和２年度燃費基準を達成しているものに限る。）

③　バス（車両総重量が 3.5ｔ以下のガソリン自動車及び軽油自動車で、令和６年１月１日以後に取得したものに限る。）

イ　ガソリン自動車のうち、平成 30 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 30 年排出ガス基準値より 50％以上窒素酸化物の排出量が少ないもの又は平成 17 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 17 年排出ガス基準値より 75％以上窒素酸化物の排出量が少ないもの及び軽油自動車のうち、平成 30 年排出ガス規制に適合するもの又は平成 21 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 21 年排出ガス基準値より 10％以上窒素酸化物等の排出量が少ないものに適用する環境性能割の税率は、次のとおりとする。

（イ）令和２年度燃費基準に対する達成の程度が 105％以上である自動車について、非課税とする。

（ロ）令和２年度燃費基準を達成している自動車（（イ）に掲げるものを除く。）について、税率を１％とする。

（ハ）（イ）及び（ロ）に掲げる自動車以外の自動車について、税率を３％とする。

ロ　ガソリン自動車のうち、平成 30 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 30 年排出ガス基準値より 25％以上窒素酸化物の排出量が少ないもの又は平成 17 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 17 年排出ガス基準値より 50％以上窒素酸化物の排出量が少ないもの及び軽油自動車のうち、平成 21 年排出ガス規制に適合するものに適用する環境性能割の税率は、次のとおりとする。

（イ）令和２年度燃費基準に対する達成の程度が 110％以上である自動車について、非課税とする

（ロ）令和２年度燃費基準をに対する達成の程度が 105％以上である自動車（（イ）に掲げるものを除く。）について、税率を１％とする。

（ハ）令和２年度燃費基準を達成している自動車（（イ）及び（ロ）に掲げるものを除く。）について、税率を２％とする。

（ニ）（イ）及び（ハ）までに掲げる自動車以外の自動車について、税率を３％とする。

④　トラック（車両総重量が 2.5ｔ以下のもの）

燃費性能に関する要件を次のとおりとする。

現 行	令和６年１月１日以後

平成27年度燃費基準に対する達成の程度が125％以上であるもの	令和４年度燃費基準に対する達成の程度が105％以上であるもの
平成27年度燃費基準に対する達成の程度が120％以上であるもの	令和４年度燃費基準を達成しているもの
平成27年度燃費基準に対する達成の程度が115％以上であるもの	令和４年度燃費基準に対する達成の程度が95％以上であるもの

⑤　トラック（車両総重量が 2.5ｔを超え 3.5ｔ以下のもの）

燃費性能に関する要件を次のとおりとする。

現 行	令和６年１月１日以後
平成27年度燃費基準に対する達成の程度が120％以上であるもの	令和４年度燃費基準に対する達成の程度が105％以上であるもの
平成27年度燃費基準に対する達成の程度が115％以上であるもの	令和４年度燃費基準を達成しているもの
平成27年度燃費基準に対する達成の程度が110％以上であるもの	令和４年度燃費基準に対する達成の程度が95％以上であるもの
平成27年度燃費基準に対する達成の程度が105％以上であるもの	―

⑥　バス・トラック（車両総重量が 3.5ｔを超えるもの）

燃費性能に関する要件を次のとおりとする。

現 行	令和６年１月１日以後	令和７年４月１日以後
平成27年度燃費基準に対する達成の程度が110％以上であるもの	平成27年度燃費基準に対する達成の程度が115％以上であるもの	令和７年度燃費基準に対する達成の程度が105％以上であるもの
平成27年度燃費基準に対する達成の程度が105％以上であるもの	平成27年度燃費基準に対する達成の程度が110％以上であるもの	令和７年度燃費基準を達成しているもの
平成27年度燃費基準を達成しているもの	平成27年度燃費基準に対する達成の程度が105％以上であるもの	令和７年度燃費基準に対する達成の程度が95％以上であるもの

(2)　令和４年４月１日から令和５年３月 31 日までの間に取得した軽油自動車（乗用車に限る。）のうち、平成 30 年排出ガス規制又は平成 21 年排出ガス規制に適合し、かつ、令和 12 年度燃費基準に対する達成の程度が 60％以上であり、か

つ、令和２年度燃費基準を達成しているものに係る環境性能割を非課税とする措置の適用期限を９月延長する。

(3)　その他所要の措置を講ずる。

〈自動車税種別割〉

(4)　種別割において講じている燃費性能等の優れた自動車の税率を軽減し、一定年数を経過した自動車の税率を重くする特例措置（いわゆる「種別割のグリーン化特例」）について、次の措置を講ずる。

①　営業用乗用車（ガソリン自動車、石油ガス自動車又は軽油自動車に限る。）

イ　グリーン化特例（軽課）については、次のとおり適用期限を延長する。なお、本特例措置は延長後の適用期限の到来をもって廃止する。

（イ）税率を概ね 100 分の 75 軽減する措置の適用期限を３年延長する。

（ロ）税率を概ね 100 分の 50 軽減する措置の適用期限を２年延長する。

ロ　現行のグリーン化特例（重課）の適用期限を３年延長する。

②　①以外の自動車

現行のグリーン化特例（軽課）及びグリーン化特例（重課）の適用期限を３年延長する。

(5)　その他所要の措置を講ずる。

〈軽自動車税環境性能割〉

(6)　環境性能に応じた非課税又は１％若しくは２％の税率（営業用軽自動車にあっては、非課税又は 0.5%若しくは１％の税率。自家用軽自動車に係る特例措置による２％の税率を除く。）の適用区分について、次の見直しを行う。

①　乗用車

燃費性能に関する要件を次のとおりとする。

現 行	令和６年１月１日以後	令和７年４月１日以後
令和12年度燃費基準に対する達成の程度が75％以上であるもの（令和２年度燃費基準を達成しているものに限る。）	令和12年度燃費基準に対する達成の程度が80％以上であるもの（令和２年度燃費基準を達成しているものに限る。）	同左
令和12年度燃費基準に対する達成の程度が60％以上であるもの（令和２年度燃費基準を達成しているものに限る。）	令和12年度燃費基準に対する達成の程度が70％以上であるもの（令和２年度燃費基準を達成しているものに限る。）	令和12年度燃費基準に対する達成の程度が75％以上であるもの（令和２年度燃費基準を達成しているものに限る。）

令和12年度燃費基準に対する達成の程度が55％以上であるもの	令和12年度燃費基準に対する達成の程度が60％以上であるもの（令和２年度燃費基準を達成しているものに限る。）	令和12年度燃費基準に対する達成の程度が70％以上であるもの（令和２年度燃費基準を達成しているものに限る。）

② トラック（車両総重量が 2.5ｔ以下のもの）

燃費性能に関する要件を次のとおりとする。

現 行	令和６年１月１日以後
平成27年度燃費基準に対する達成の程度が125％以上であるもの	令和４年度燃費基準に対する達成の程度が105％以上であるもの
平成27年度燃費基準に対する達成の程度が120％以上であるもの	令和４年度燃費基準を達成しているもの
平成27年度燃費基準に対する達成の程度が115％以上であるもの	令和４年度燃費基準に対する達成の程度が95％以上であるもの

(7) その他所要の措置を講ずる。

〈軽自動車税種別割〉

(8) 種別割において講じている、燃費性能等の優れた軽自動車（新車に限る。）を取得した日の属する年度の翌年度分の税率を軽減する特例措置（いわゆる「種別割のグリーン化特例（軽課）」）について、次の措置を講ずる。

① 営業用乗用車（ガソリン軽自動車に限る。）

現行のグリーン化特例（軽課）については、次のとおり適用期限を延長する。なお、本特例措置は延長後の適用期限の到来をもって廃止する。

イ 税率を概ね 100 分の 50 軽減する措置の適用期限を３年延長する。

ロ 税率を概ね 100 分の 25 軽減する措置の適用期限を２年延長する。

② ①以外の軽自動車

現行のグリーン化特例（軽課）の適用期限を３年延長する。

(9) その他所要の措置を講ずる。

〈自動車税・軽自動車税〉

(10) 自動車税及び軽自動車税の賦課徴収の特例措置について、次の見直しを行う。

① 自動車製作者等の不正行為に起因し自動車税環境性能割等の納付不足額が発生した場合の当該自動車製作者等が納付すべき自動車税環境性能割等の額は、当該納付不足額に 35％（現行：10％）を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

② ①の自動車製作者等が納付した自動車税環境性能割等の額は、その法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しないこととする。

③　その他所要の措置を講ずる。

（注）上記の改正は、令和６年１月１日以後に取得された自動車等に対して課する環境性能割並びに令和５年度分の令和６年１月１日以後に納税義務が発生した者に課する種別割及び令和６年度以後の年度分の種別割について適用する。

４　租税特別措置等

（国　税）

〔新設〕

(8)　車両安定性制御装置等を装備した貨物自動車等に係る自動車重量税率の特例措置について、次の措置を講ずる。

①　車両総重量が８ｔを超えるトラック（トレーラーを除く。②において同じ。）のうち、側方衝突警報装置及び歩行者検知機能付き衝突被害軽減制動制御装置（前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置をいう。②において同じ。）を装備したものについて、令和５年５月１日から令和６年４月 30 日までの間に新車に係る新規検査を受ける場合には、当該新規検査の際に納付すべき自動車重量税の税率を 50％軽減する。

②　バス等又は車両総重量が 3.5ｔを超えるトラックのうち、歩行者検知機能付き衝突被害軽減制動制御装置を装備したもの（①に該当するものを除く。）について、令和５年５月１日から令和８年４月 30 日までの間に新車に係る新規検査を受ける場合には、当該新規検査の際に納付すべき自動車重量税の税率を 25％軽減する。

（地方税）

〔拡充・延長〕

〈自動車税環境性能割〉

(1)　側方衝突警報装置を装備した自動車（新車に限る。）に係る自動車税環境性能割の課税標準の特例措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を２年延長する。

①　車両総重量が８ｔを超えるトラック（トレーラーを除く。）で側方衝突警報装置（左側面への衝突に対する安全性の向上を図るための装置をいう。②において同じ。）及び歩行者検知機能付き衝突被害軽減制動制御装置（衝突に対する安全性の向上を図るための装置で、歩行者検知機能付きのものをいう。③において同じ。）を装備したものに係る自動車税環境性能割について、当該自動車の取得が令和５年４月１日から令和６年４月 30 日までの間に行われたときに限り、その通常の取得価額から 350 万円を控除する。

②　車両総重量が８ｔを超えるトラック（トレーラーを除く。）で側方衝突警報装置を装備したものに係る自動車税環境性能割について、当該自動車の取得が令和５年４月１日から令和６年４月 30 日までの間に行われたときに限り、その通常の取得価額から 175 万円を控除する。

③　バス等及び車両総重量が 3.5ｔを超えるトラック（トレーラーを除く。）で歩行者検知機能付き衝突被害軽減制動制御装置を装備したものに係る自動車税環境性能割について、当該自動車の取得が令和５年４月１日から令和７年３月 31 日までの間に行われたときに限り、その通常の取得価額から 175 万円を控除する。

(2)　都道府県の条例で定める路線の運行の用に供する一般乗合用のバスに係る自動車税環境性能割の非課税措置の適用期限を２年延長する。

(3)　公共交通移動等円滑化基準に適合したノンステップバス及びリフト付きバス並びにユニバーサルデザインタクシー（新車に限る。）に係る自動車税環境性能割の課税標準の特例措置の適用期限を２年延長する。

＜参考＞令和５年度税制改正大綱（抜粋）

令和４年12月16日
自由民主党
公明党

第一 令和５年度税制改正の基本的考え方等

２．経済のグローバル化・デジタル化・グリーン化への対応

（３）経済と環境の好循環の実現

気候変動問題などの地球規模の課題が顕在化している。ＩＰＣＣによれば、極端な気象現象の増加や人の健康・生態系へのリスクは、工業化以降の平均気温の上昇が1.5℃の場合において増加し、２℃においてはさらに増加すると予測されている。持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）を踏まえ、持続可能な社会を構築するためにも、パリ協定に基づき、脱炭素化に向けた取組みを加速することが重要である。わが国は、「2050 年カーボンニュートラル」の実現を目指すとともに、2030 年度に 2013 年度比で温室効果ガスを 46%削減することを目指し、さらに 50%の高みに向けて挑戦を続けることとしている。

カーボンニュートラルへの取組みは経済社会の変革を伴うものであるところ、国内外の資金を最大限活用し、社会全体の適切な移行を支援しつつ、新しい投資や技術革新を促すことを通じて、産業の競争力と日本経済の成長力につなげる。わが国が新たに設定した意欲的な削減目標を実現するためには、技術革新及びその社会実装を進めるとともに、企業・個人を含めあらゆる行動主体が脱炭素を選好する社会を構築することが必要不可欠である。グリーン社会の実現に係る利益の享受とともに必要な負担も国民全体で分かち合うといった視点が重要であることにも留意する。

（４）車体課税

約 550 万人の雇用を創出するなど日本経済の「基幹産業」である自動車産業は、グローバルでの熾烈な競争環境の下で、ＣＡＳＥに代表される 100 年に一度ともいわれる大変革に直面している。具体的には、電気自動車の普及や内燃機関自動車に対する規制強化にみられる脱炭素の要請への対応、保有から利用への移行、ネットワーク接続された自動車を中心とした自動運転技術の登場といった動きが挙げられる。こうした動きは自動車産業に変質を迫ると同時に、より多様な産業を自動車産業に関連付けていくことが想定される。こうした関連産業を含めた「モビリティ産業」が社会課題の解決に貢献するとともに、引き続き日本経済を牽引する存在であり続けられるよう、「モビリティ産業」の

発展に向けた青写真を描き上げ、その中で自動車産業のあるべき姿を再定義した上で、官民の総力を結集し、この大変革への対応に臨むべきである。

税制についても、更なる電動化をはじめとするこれらの変革に向けた自動車産業の対応を後押しするとともに、「モビリティ産業」の広がりを踏まえたものとしていくため、抜本的な見直しに向けた第一歩を踏み出す必要がある。加えて、2050 年のカーボンニュートラルの達成に向けて、多様な選択肢の下、将来の合成燃料の内燃機関への活用も見据え、電動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車及びハイブリッド自動車）の普及と競争力強化に引き続き取り組むべきである。

これらの観点に留意しつつ、以下の見直しを行う。

自動車重量税のエコカー減税については、新型コロナウイルス感染症等を背景とした半導体不足等の状況を踏まえ、異例の措置として現行制度を令和５年 12 月末まで維持する。その上で、令和６年１月からは、2030 年の次世代自動車（電動車、クリーンディーゼル車等）に関する政府目標や 2035 年までに乗用車の新車販売に占める電動車の割合を 100％とすることを目指す政府目標と整合的な形に見直し、電動車の一層の普及促進を図る観点から、減免区分の基準となる燃費基準の達成度を段階的に引き上げた上で現行制度を維持する期間を含めて適用期限を合計３年延長する。その際、令和７年５月の引上げに際しては、激変緩和措置を講ずることとする。

自動車税及び軽自動車税の環境性能割については、燃費性能に応じた税率区分を設定し、その区分を２年ごとに見直すことにより燃費性能がより優れた自動車の普及を促進するものである。令和４年度末は見直しの時期に当たるが、新型コロナウイルス感染症等を背景とした半導体不足等の状況を踏まえ、エコカー減税と同様に、異例の措置として、現行の税率区分を令和５年 12 月末まで維持する。その上で、環境性能割の税率区分を、2030 年の次世代自動車に関する政府目標や 2035 年までの電動車の新車販売に係る政府目標と整合させ、電動車の一層の普及促進を図る観点から、税率区分の基準となる燃費基準の達成度を段階的に引き上げるよう見直す。その際、税率区分を段階的に引き上げること等を踏まえ次回の見直しは３年後とする。

エコカー減税及び環境性能割におけるクリーンディーゼル車の取扱いについても、令和５年 12 月末までは現行制度を維持し、令和６年１月以降はガソリン車と同等に取り扱うこととする。

自動車税及び軽自動車税の種別割のグリーン化特例については、環境性能割の税率区分の次回の見直し期限等も勘案し、３年延長する。

今後、エコカー減税等の期限到来にあわせ、見直しを行うに当たっては、政策インセンティブ機能の強化、実質的な税収中立の確保、原因者負担・受益者負担としての性格、市場への配慮等の観点を踏まえることとする。

また、次のエコカー減税等の期限到来に向けて、令和 12 年度燃費基準に基

づく燃費基準の対象とされている電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車について、燃費値の表示に関する検討等を進めつつ、その結果も踏まえ、エコカー減税等における燃費基準の達成度に応じた評価について引き続き検討し、結論を得る。

令和４年３月以降発覚した、一部の自動車メーカーによる燃費性能及び排出ガス性能に係る不正行為は、エコカー減税等の環境性能により優遇を行う税制措置の根幹を揺るがすものであり、社会的影響も大きいことから、税制上の再発抑止策を強化する。

第二 令和５年度税制改正の具体的内容

（略）

※　*令和５年度税制改正の大綱「四　消費課税」（前述）を参照*

第三 検討事項

４　自動車関係諸税の見直しについては、日本の自動車戦略やインフラ整備の長期展望を踏まえるとともに、「2050 年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものでなければならない。その上で、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行、地域公共交通へのニーズの高まり、ＣＡＳＥに代表される環境変化にも対応するためのインフラの維持管理・機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。その際、電気自動車等の普及や市場の活性化等の観点から、原因者負担・受益者負担の原則を踏まえ、また、その負担分でモビリティ分野を支え、産業の成長と財政健全化の好循環の形成につなげるため、利用に応じた負担の適正化等に向けた具体的な制度の枠組みについて次のエコカー減税の期限到来時までに検討を進める。また、自動車税については、電気自動車等の普及等のカーボンニュートラルに向けた動きを考慮し、税負担の公平性を早期に確保するため、その課税趣旨を適切に踏まえた課税のあり方について、イノベーションへの影響等の多面的な観点も含め、関係者の意見を聴取しつつ検討する。

自動車関係諸税の見直し（エコカー減税等の延長・見直し）

◯ トラック・バス・タクシーについて「営自格差」を堅持した上で、エコカー減税等について、令和5年末まで現行措置を据え置きつつ、電気自動車等以外の技術開発にも配慮した形で、燃費基準の引き上げ等の見直しを3年間で段階的に行う。

重量車（トラック・バス）

エコカー減税（自動車重量税）

適用期間※1	平成27年度燃費基準 105%	平成27年度燃費基準 110%	平成27年度燃費基準 115%	電気自動車等※2
①	▲50%	▲75%	免税	免税※3
②	▲25%	▲50%		

適用期間※1	令和7年度燃費基準 95%	令和7年度燃費基準 100%	電気自動車等※2
③	▲50%	免税	免税※3

グリーン化特例（自動車税・軽自動車税）

適用期間※1	電気自動車等※2
①②③	▲75%

環境性能割（自動車税・軽自動車税）

適用期間※1		平成27年度燃費基準 未達成	100%	105%	110%	115%	電気自動車等※2
①	自	3%	2%	1%	非課税		
	営	2%	1%	0.5%			
②	自	3%		2%	1%	非課税	
	営	2%		1%	0.5%		

適用期間※1		令和7年度燃費基準 95%未満	95%	100%	105%	電気自動車等※2
③	自	3%	2%	1%	非課税	
	営	2%	1%	0.5%		

※1	①据置期間	②据置終了後～2年目	③3年目
自動車重量税	令和5年5月～12月	令和6年1月～令和7年4月	令和7年5月～令和8年4月
自動車税・軽自動車税	令和5年4月～12月	令和6年1月～令和7年3月	令和7年4月～令和8年3月

①について、クリーンディーゼル乗用車の令和4年度における取扱いも令和5年末まで据え置き。
（エコカー減税（令和2年度燃費基準達成：免税）、
（環境性能割（令和2年度燃費基準達成・令和12年度燃費基準60%達成～：非課税））
※2 電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車
※3 初回継続検査についても免税。

乗用車（自家用・タクシー）

エコカー減税（自動車重量税）

適用期間※1	令和12年度燃費基準 60%	70%	75%	80%	90%	100%	120%	125%	電気自動車等※2
①	▲25%		▲50%		免税		免税※3		
②	対象外		▲25%	▲50%					
③	対象外		本則税率	▲25%	▲50%	免税		免税※3	

グリーン化特例（自動車税・軽自動車税）

【自動車税】適用期間※1		令和12年度燃費基準 70%	80%	90%	電気自動車等※2
①②	自	対象外			▲75%
	営	▲50%※4	▲75%※4		
③	自	対象外			
	営	対象外	▲75%※4		

※4 軽自動車税の場合は、
▲50%を▲25%に、
▲75%を▲50%に読み替える。

環境性能割（自動車税・軽自動車税）

【自動車税】適用期間※1		令和12年度燃費基準 60%	65%	70%	75%	80%	85%	90%	95%	電気自動車等※2
①	自	2%			1%	非課税				
	営	1%	0.5%		非課税					
②	自	3%		2%		1%	非課税			
	営	1%		0.5%		非課税				
③	自	3%			2%		1%	非課税		
	営	2%		1%		0.5%		非課税		

【軽自動車税】適用期間※1		令和12年度燃費基準 55%	60%	70%	75%	80%	85%	電気自動車等※2
①	自	2%	1%		非課税			
	営	1%	0.5%					
②	自	2%		1%	非課税			
	営	2%	1%	0.5%				
③	自	2%			1%	非課税		
	営	2%		1%	0.5%			

令和5年度税制改正に伴う自動車重量税の税額の基本的な考え方（フローチャート） その1

○2023年5月1日から2023年12月31日までに乗用車（ガソリン車・LPG車（ハイブリッド車を含む））の新車新規登録等を行う場合

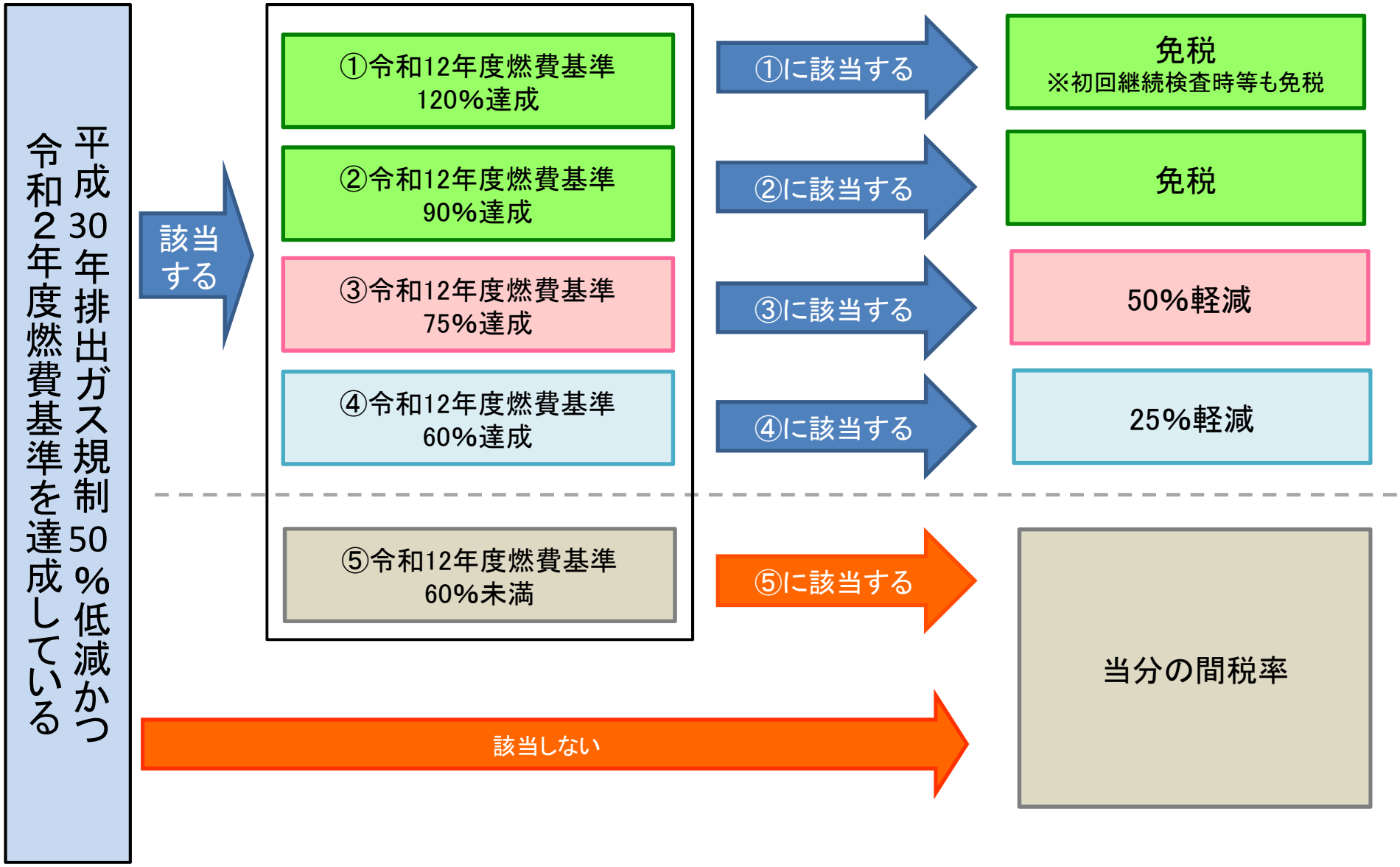

令和5年度税制改正に伴う自動車重量税の税額の基本的な考え方（フローチャート） その2

○2023年5月1日から2023年12月31日までにクリーンディーゼル車（ハイブリッド車も含む）の新車新規登録等（初回検査）を行う場合

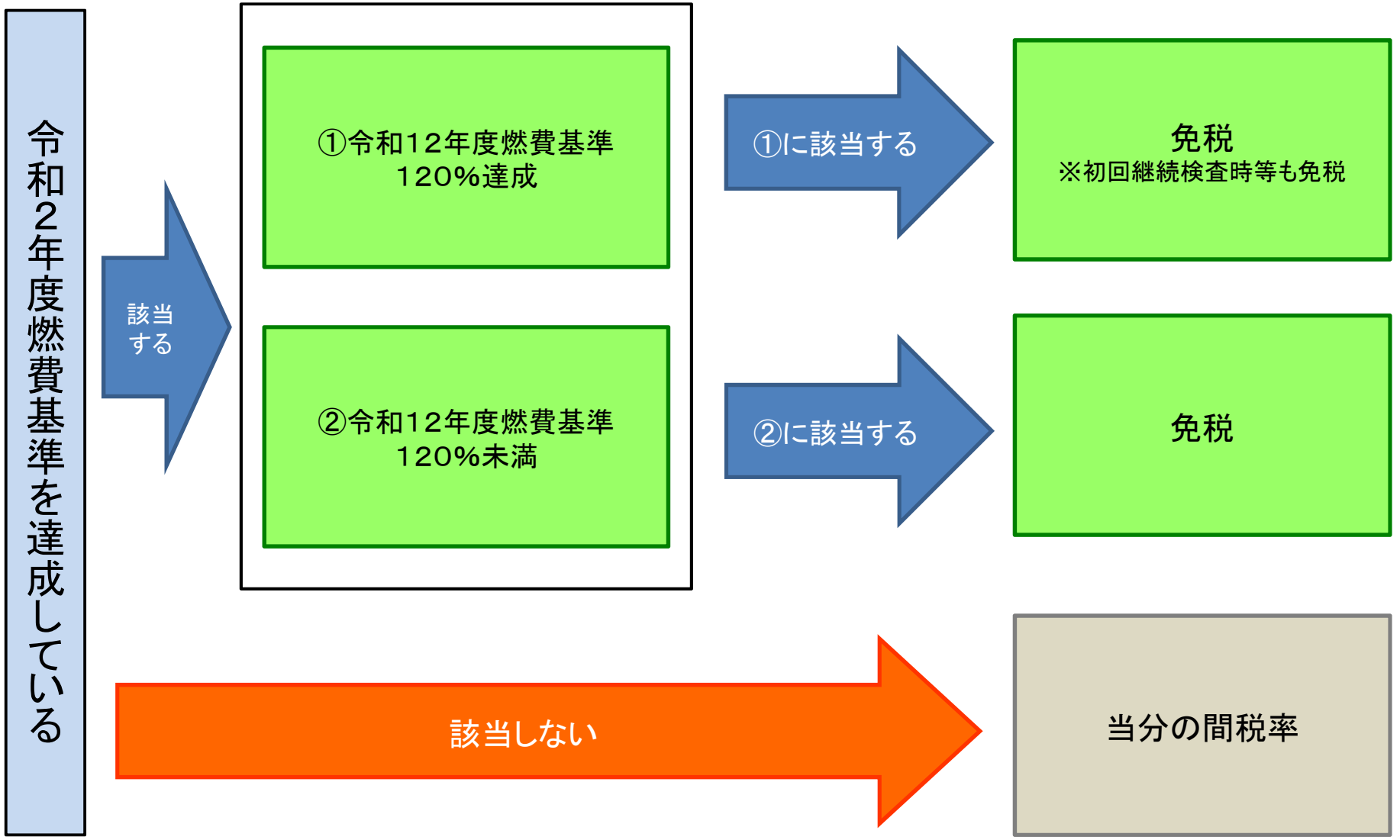

令和5年度税制改正に伴う自動車重量税の税額の基本的な考え方（フローチャート） その3

○2024年１月１日から2025年4月30日までに乗用車（ガソリン車・LPG車・クリーンディーゼル車（ハイブリッド車を含む））の新車新規登録等を行う場合

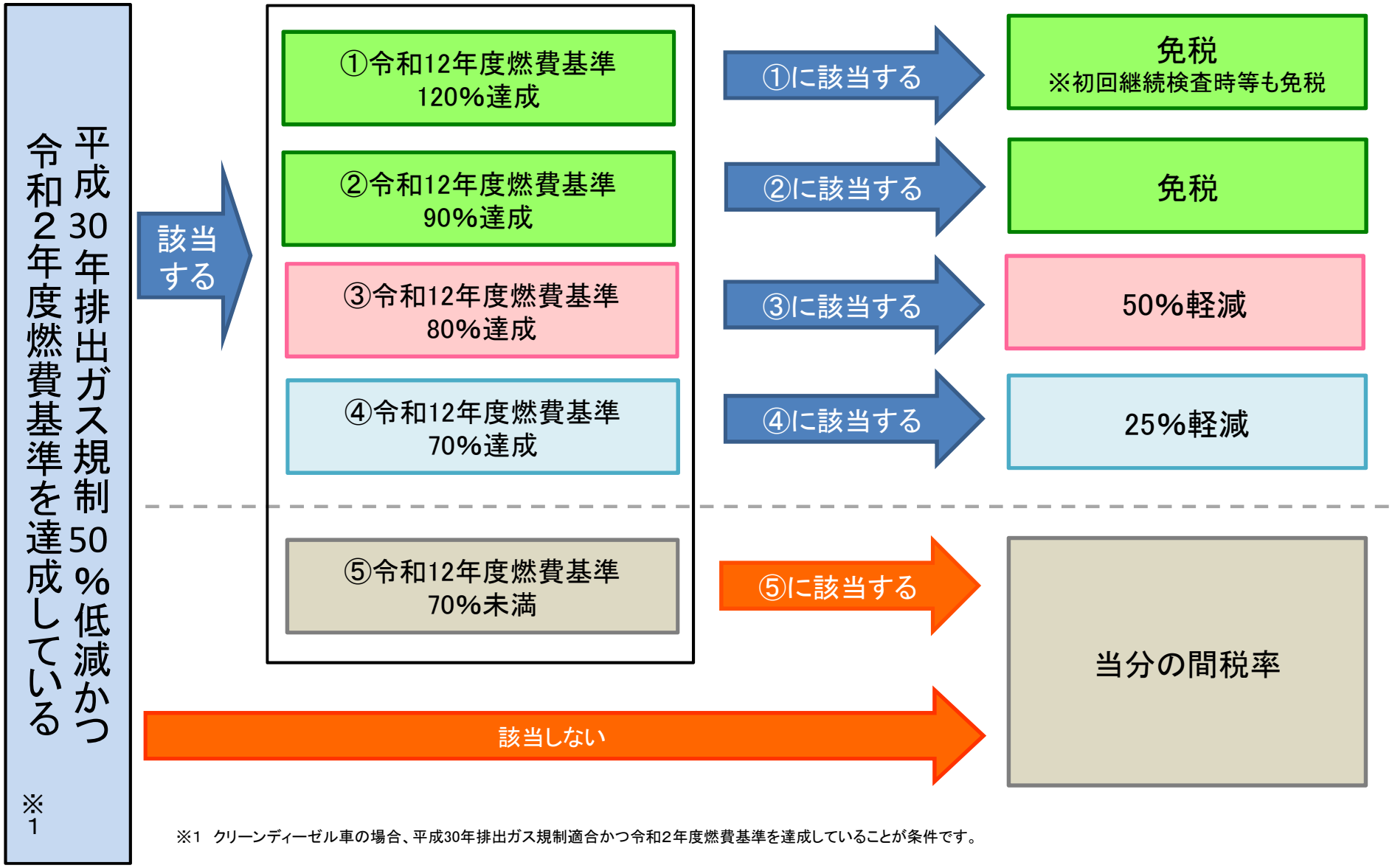

※1　クリーンディーゼル車の場合、平成30年排出ガス規制適合かつ令和2年度燃費基準を達成していることが条件です。

令和5年度税制改正に伴う自動車重量税の税額の基本的な考え方（フローチャート） その4

○2025年5月1日から2026年4月30日までに乗用車（ガソリン車・LPG車・クリーンディーゼル車（ハイブリッド車を含む））の新車新規登録等を行う場合

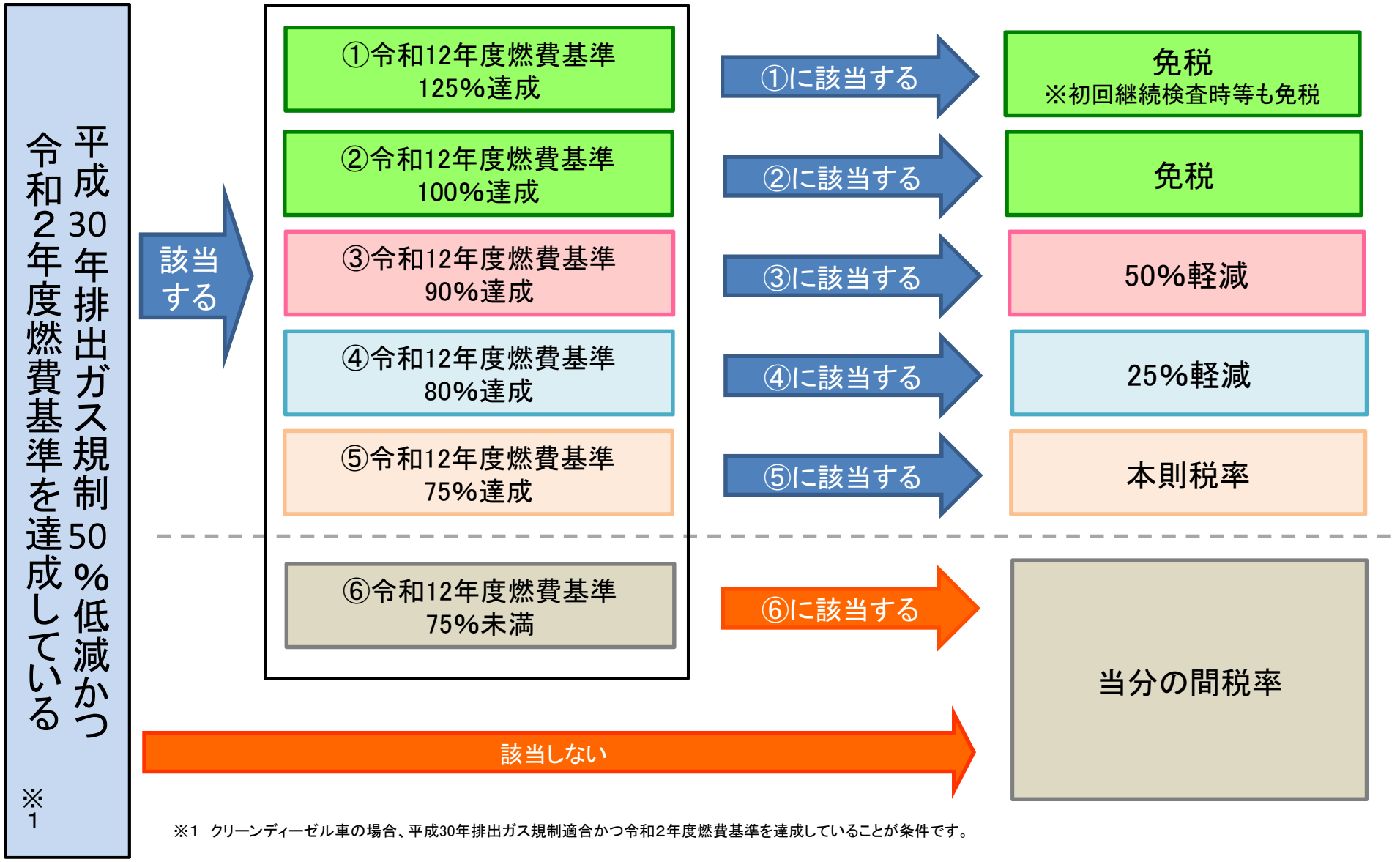

※1　クリーンディーゼル車の場合、平成30年排出ガス規制適合かつ令和2年度燃費基準を達成していることが条件です。

2023年5月1日からの自動車重量税の税額表

＜新車新規登録等時における自動車重量税の税額＞

1. 乗用車

（表中の税額単位：円）

区分 / 車両重量	3年自家用					2年自家用					1年事業用				
	エコカー	エコカー（本則税率から軽減）			エコカー外	エコカー	エコカー（本則税率から軽減）			エコカー外	エコカー	エコカー（本則税率から軽減）			エコカー外
		50%減	25%減	本則税率	軽減なし		50%減	25%減	本則税率	軽減なし		50%減	25%減	本則税率	軽減なし
0.5トン以下	免税	3,700	5,600	7,500	12,300	免税	2,500	3,700	5,000	8,200	免税	1,200	1,800	2,500	2,600
～1		7,500	11,200	15,000	24,600		5,000	7,500	10,000	16,400		2,500	3,700	5,000	5,200
～1.5		11,200	16,800	22,500	36,900		7,500	11,200	15,000	24,600		3,700	5,600	7,500	7,800
～2		15,000	22,500	30,000	49,200		10,000	15,000	20,000	32,800		5,000	7,500	10,000	10,400
～2.5		18,700	28,100	37,500	61,500		12,500	18,700	25,000	41,000		6,200	9,300	12,500	13,000
～3		22,500	33,700	45,000	73,800		15,000	22,500	30,000	49,200		7,500	11,200	15,000	15,600

2. 特種用途車

（表中の税額単位：円）

区分 / 車両総重量	2年自家用					1年自家用					2年事業用					1年事業用				
	エコカー	エコカー（本則税率から軽減）			エコカー外	エコカー	エコカー（本則税率から軽減）			エコカー外	エコカー	エコカー（本則税率から軽減）			エコカー外	エコカー	エコカー（本則税率から軽減）			エコカー外
		75%減	50%減	25%減	軽減なし		75%減	50%減	25%減	軽減なし		75%減	50%減	25%減	軽減なし		75%減	50%減	25%減	軽減なし
1トン以下	免税	1,200	2,500	3,700	8,200	免税	600	1,200	1,800	4,100	免税	1,200	2,500	3,700	5,200	免税	600	1,200	1,800	2,600
～2		2,500	5,000	7,500	16,400		1,200	2,500	3,700	8,200		2,500	5,000	7,500	10,400		1,200	2,500	3,700	5,200
～2.5		3,700	7,500	11,200	24,600		1,800	3,700	5,600	12,300		3,700	7,500	11,200	15,600		1,800	3,700	5,600	7,800
～3		3,700	7,500	11,200	24,600		1,800	3,700	5,600	12,300		3,700	7,500	11,200	15,600		1,800	3,700	5,600	7,800
～4		5,000	10,000	15,000	32,800		2,500	5,000	7,500	16,400		5,000	10,000	15,000	20,800		2,500	5,000	7,500	10,400
～5		6,200	12,500	18,700	41,000		3,100	6,200	9,300	20,500		6,200	12,500	18,700	26,000		3,100	6,200	9,300	13,000
～6		7,500	15,000	22,500	49,200		3,700	7,500	11,200	24,600		7,500	15,000	22,500	31,200		3,700	7,500	11,200	15,600
～7		8,700	17,500	26,200	57,400		4,300	8,700	13,100	28,700		8,700	17,500	26,200	36,400		4,300	8,700	13,100	18,200
～8		10,000	20,000	30,000	65,600		5,000	10,000	15,000	32,800		10,000	20,000	30,000	41,600		5,000	10,000	15,000	20,800
～9		11,200	22,500	33,700	73,800		5,600	11,200	16,800	36,900		11,200	22,500	33,700	46,800		5,600	11,200	16,800	23,400
～10		12,500	25,000	37,500	82,000		6,200	12,500	18,700	41,000		12,500	25,000	37,500	52,000		6,200	12,500	18,700	26,000
～11		13,700	27,500	41,200	90,200		6,800	13,700	20,600	45,100		13,700	27,500	41,200	57,200		6,800	13,700	20,600	28,600
～12		15,000	30,000	45,000	98,400		7,500	15,000	22,500	49,200		15,000	30,000	45,000	62,400		7,500	15,000	22,500	31,200
～13		16,200	32,500	48,700	106,600		8,100	16,200	24,300	53,300		16,200	32,500	48,700	67,600		8,100	16,200	24,300	33,800
～14		17,500	35,000	52,500	114,800		8,700	17,500	26,200	57,400		17,500	35,000	52,500	72,800		8,700	17,500	26,200	36,400
～15		18,700	37,500	56,200	123,000		9,300	18,700	28,100	61,500		18,700	37,500	56,200	78,000		9,300	18,700	28,100	39,000
～16		20,000	40,000	60,000	131,200		10,000	20,000	30,000	65,600		20,000	40,000	60,000	83,200		10,000	20,000	30,000	41,600
～17		21,200	42,500	63,700	139,400		10,600	21,200	31,800	69,700		21,200	42,500	63,700	88,400		10,600	21,200	31,800	44,200
～18		22,500	45,000	67,500	147,600		11,200	22,500	33,700	73,800		22,500	45,000	67,500	93,600		11,200	22,500	33,700	46,800
～19		23,700	47,500	71,200	155,800		11,800	23,700	35,600	77,900		23,700	47,500	71,200	98,800		11,800	23,700	35,600	49,400
～20		25,000	50,000	75,000	164,000		12,500	25,000	37,500	82,000		25,000	50,000	75,000	104,000		12,500	25,000	37,500	52,000
～21		26,200	52,500	78,700	172,200		13,100	26,200	39,300	86,100		26,200	52,500	78,700	109,200		13,100	26,200	39,300	54,600
～22		27,500	55,000	82,500	180,400		13,700	27,500	41,200	90,200		27,500	55,000	82,500	114,400		13,700	27,500	41,200	57,200
～23		28,700	57,500	86,200	188,600		14,300	28,700	43,100	94,300		28,700	57,500	86,200	119,600		14,300	28,700	43,100	59,800
～24		30,000	60,000	90,000	196,800		15,000	30,000	45,000	98,400		30,000	60,000	90,000	124,800		15,000	30,000	45,000	62,400
～25		31,200	62,500	93,700	205,000		15,600	31,200	46,800	102,500		31,200	62,500	93,700	130,000		15,600	31,200	46,800	65,000

3. トラック（車両総重量8トン以下）

（表中の税額単位：円）

区分 / 車両総重量	2年自家用					2年事業用				
	エコカー	エコカー（本則税率から軽減）			エコカー外	エコカー	エコカー（本則税率から軽減）			エコカー外
		75%減	50%減	25%減	軽減なし		75%減	50%減	25%減	軽減なし
1トン以下	免税	1,200	2,500	3,700	6,600	免税	1,200	2,500	3,700	5,200
～2		2,500	5,000	7,500	13,200		2,500	5,000	7,500	10,400
～2.5		3,700	7,500	11,200	19,800		3,700	7,500	11,200	15,600
～3		3,700	7,500	11,200	24,600		3,700	7,500	11,200	15,600
～4		5,000	10,000	15,000	32,800		5,000	10,000	15,000	20,800
～5		6,200	12,500	18,700	41,000		6,200	12,500	18,700	26,000
～6		7,500	15,000	22,500	49,200		7,500	15,000	22,500	31,200
～7		8,700	17,500	26,200	57,400		8,700	17,500	26,200	36,400
～8		10,000	20,000	30,000	65,600		10,000	20,000	30,000	41,600

2023年5月1日からの自動車重量税の税額表

＜新車新規登録等時における自動車重量税の税額＞

4. バス、トラック（トラックは車両総重量8トン超から適用）

（表中の税額単位：円）

区分 / 車両総重量	1年自家用					1年事業用				
	エコカー	エコカー（本則税率から軽減）			エコカー外	エコカー	エコカー（本則税率から軽減）			エコカー外
		75%減	50%減	25%減	軽減なし		75%減	50%減	25%減	軽減なし
1トン以下	免税	600	1,200	1,800	4,100	免税	600	1,200	1,800	2,600
～2		1,200	2,500	3,700	8,200		1,200	2,500	3,700	5,200
～2.5		1,800	3,700	5,600	12,300		1,800	3,700	5,600	7,800
～3		1,800	3,700	5,600	12,300		1,800	3,700	5,600	7,800
～4		2,500	5,000	7,500	16,400		2,500	5,000	7,500	10,400
～5		3,100	6,200	9,300	20,500		3,100	6,200	9,300	13,000
～6		3,700	7,500	11,200	24,600		3,700	7,500	11,200	15,600
～7		4,300	8,700	13,100	28,700		4,300	8,700	13,100	18,200
～8		5,000	10,000	15,000	32,800		5,000	10,000	15,000	20,800
～9		5,600	11,200	16,800	36,900		5,600	11,200	16,800	23,400
～10		6,200	12,500	18,700	41,000		6,200	12,500	18,700	26,000
～11		6,800	13,700	20,600	45,100		6,800	13,700	20,600	28,600
～12		7,500	15,000	22,500	49,200		7,500	15,000	22,500	31,200
～13		8,100	16,200	24,300	53,300		8,100	16,200	24,300	33,800
～14		8,700	17,500	26,200	57,400		8,700	17,500	26,200	36,400
～15		9,300	18,700	28,100	61,500		9,300	18,700	28,100	39,000
～16		10,000	20,000	30,000	65,600		10,000	20,000	30,000	41,600
～17		10,600	21,200	31,800	69,700		10,600	21,200	31,800	44,200
～18		11,200	22,500	33,700	73,800		11,200	22,500	33,700	46,800
～19		11,800	23,700	35,600	77,900		11,800	23,700	35,600	49,400
～20		12,500	25,000	37,500	82,000		12,500	25,000	37,500	52,000
～21		13,100	26,200	39,300	86,100		13,100	26,200	39,300	54,600
～22		13,700	27,500	41,200	90,200		13,700	27,500	41,200	57,200
～23		14,300	28,700	43,100	94,300		14,300	28,700	43,100	59,800
～24		15,000	30,000	45,000	98,400		15,000	30,000	45,000	62,400
～25		15,600	31,200	46,800	102,500		15,600	31,200	46,800	65,000
～26		16,200	32,500	48,700	106,600		16,200	32,500	48,700	67,600
～27		16,800	33,700	50,600	110,700		16,800	33,700	50,600	70,200
～28		17,500	35,000	52,500	114,800		17,500	35,000	52,500	72,800
～29		18,100	36,200	54,300	118,900		18,100	36,200	54,300	75,400
～30		18,700	37,500	56,200	123,000		18,700	37,500	56,200	78,000

5. 検査対象軽自動車（二輪を除く）

（表中の税額単位：円）

	3年自家用					2年自家用						2年事業用					
	エコカー	エコカー（本則税率から軽減）				エコカー外	エコカー	エコカー（本則税率から軽減）				エコカー外	エコカー	エコカー（本則税率から軽減）				エコカー外
		75%減	50%減	25%減	本則税率	軽減なし		75%減	50%減	25%減	本則税率	軽減なし		75%減	50%減	25%減	本則税率	軽減なし
	免税	1,800	3,700	5,600	7,500	9,900	免税	1,200	2,500	3,700	5,000	6,600	免税	1,200	2,500	3,700	5,000	5,200

6. 小型二輪車

（表中の税額単位：円）

3年自家用	2年自家用	3年事業用	
5,700	3,800	4,500	エコカー減税対象外

7. 検査対象外軽自動車

（表中の税額単位：円）

二輪自家用	二輪事業用	その他自家用	その他事業用	
4,900	4,100	9,900	7,800	エコカー減税対象外

（注）2回目以降の届出の際に「自動車重量税用軽自動車届出済証返納証明書」の提出がある場合は非課税

令和5年度税制改正に伴う自動車重量税の税額の基本的な考え方（フローチャート） その5

○2023年5月1日から2025年4月30日までに乗用車（ガソリン車・LPG車（ハイブリッド車を含む））の継続検査、中古車の新規登録等を行う場合

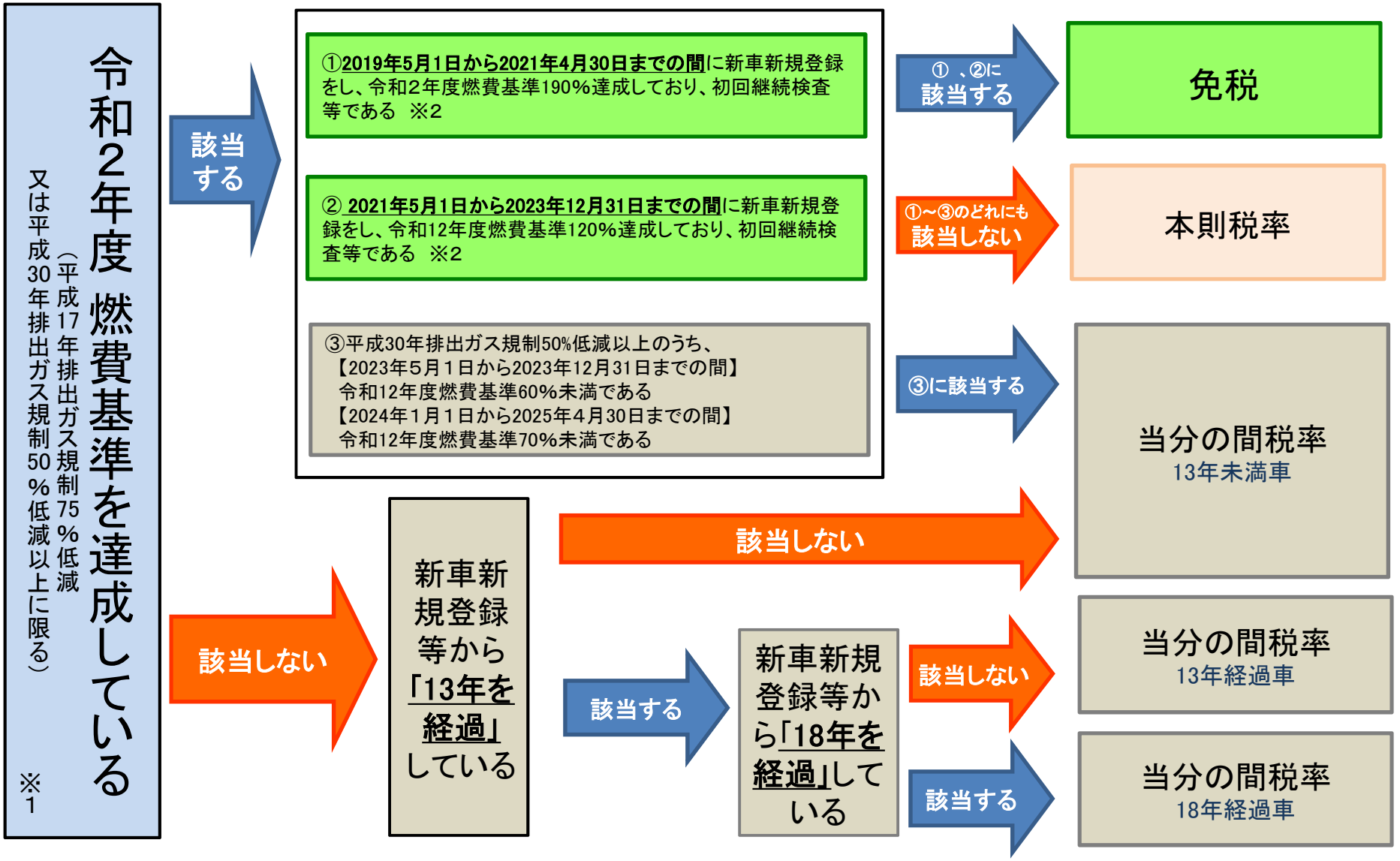

※1　平成22年度燃費基準150％達成車は、令和2年度燃費基準達成車に読み替えができます。
※2　車検証の有効期間が満了する日から起算して15日を経過する日までに、車検証の返付等を受ける場合に限ります。

令和5年度税制改正に伴う自動車重量税の税額の基本的な考え方（フローチャート） その6

○2023年5月1日から2023年12月31日までにクリーンディーゼル車（ハイブリッド車も含む）の継続検査、中古車の新規登録等を行う場合

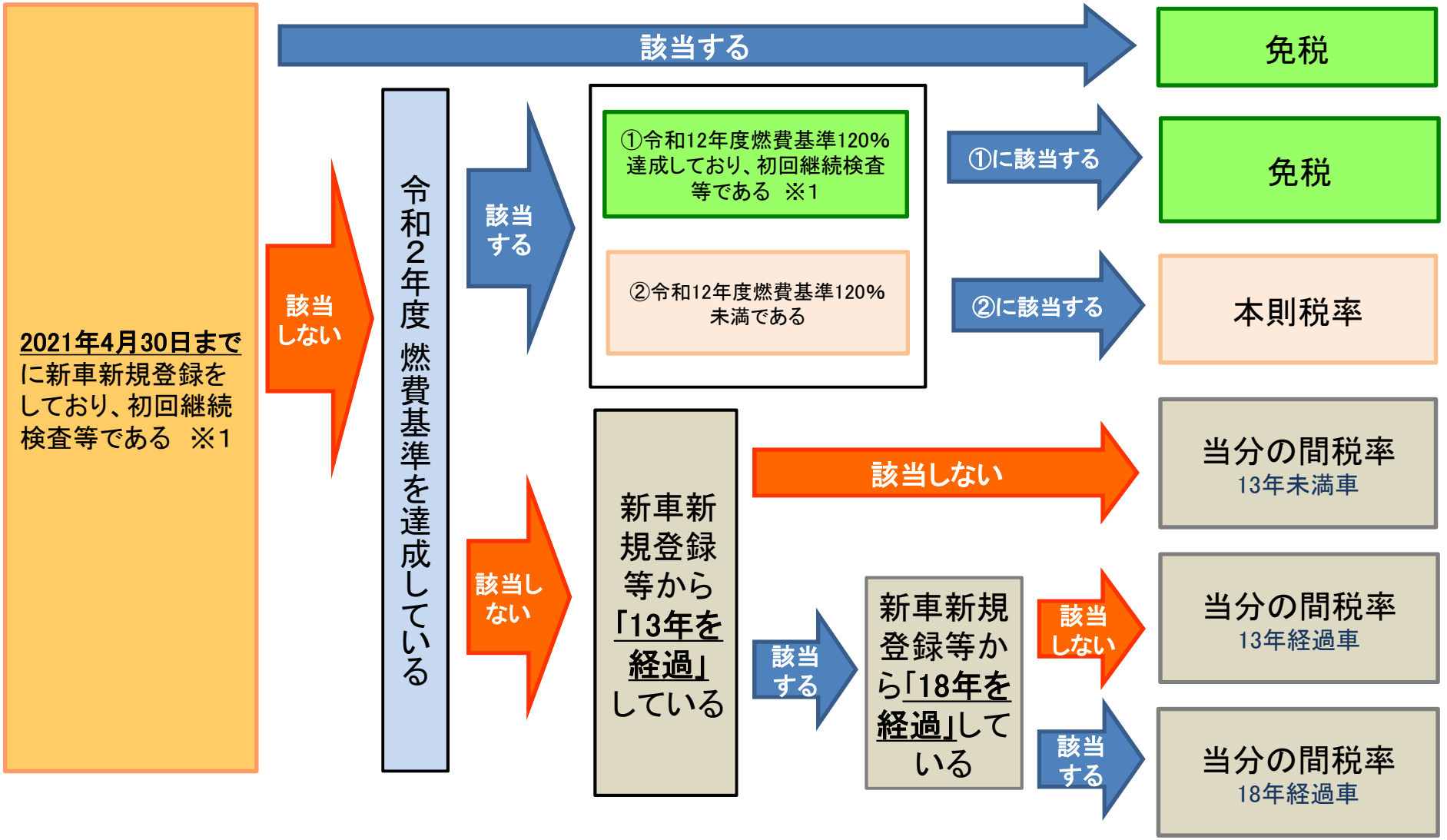

※1　車検証の有効期間が満了する日から起算して15日を経過する日までに、車検証の返付等を受ける場合に限ります。

令和5年度税制改正に伴う自動車重量税の税額の基本的な考え方（フローチャート） その7

○2024年１月１日から2025年４月30日までにクリーンディーゼル車（ハイブリッド車を含む）の継続検査、中古車の新規登録等を行う場合

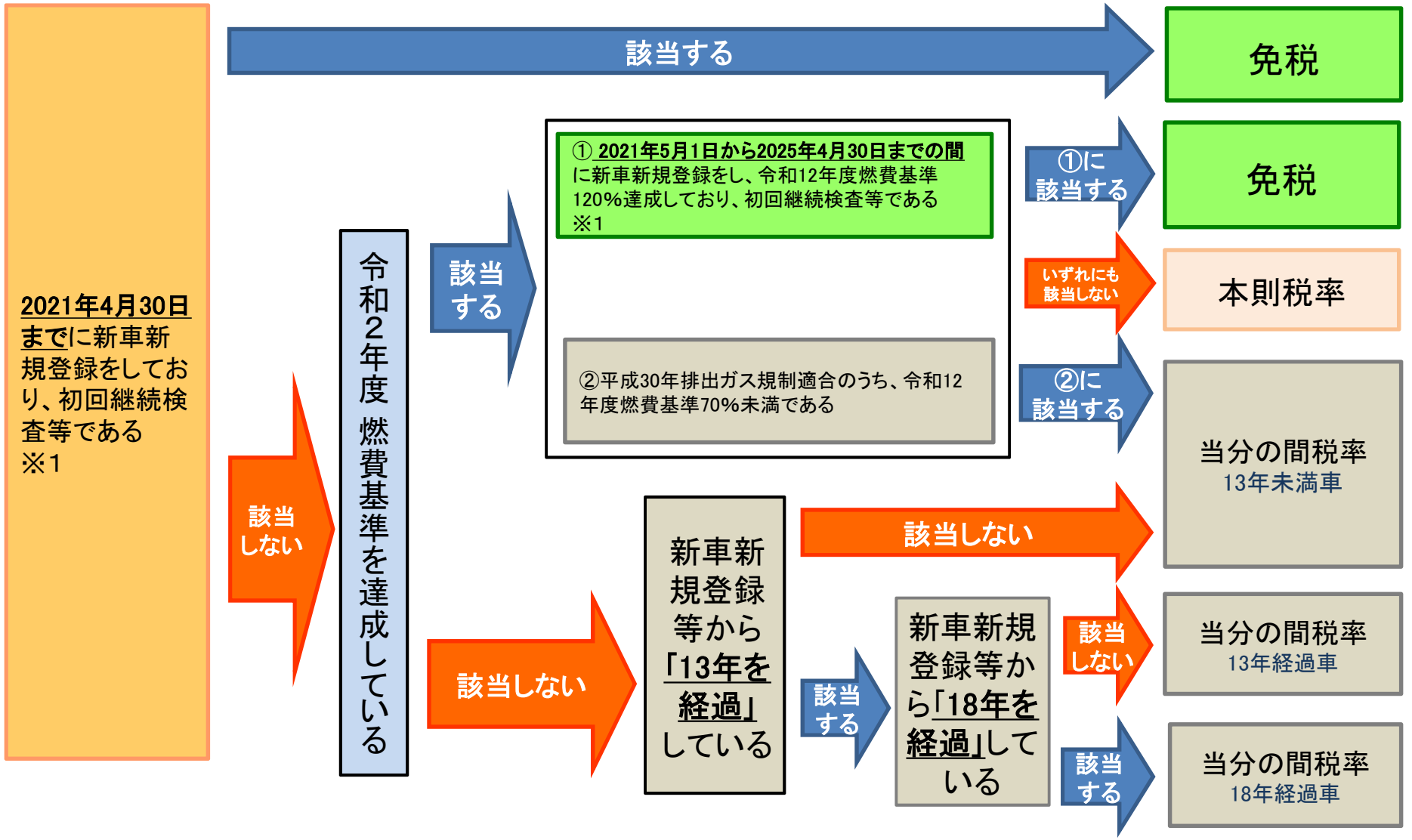

※1　車検証の有効期間が満了する日から起算して15日を経過する日までに、車検証の返付等を受ける場合に限ります。

令和5年度税制改正に伴う自動車重量税の税額の基本的な考え方（フローチャート） その8

○2025年5月1日から2026年4月30日までに乗用車（ガソリン車・LPG車・クリーンディーゼル車（ハイブリッド車を含む））の継続検査、中古車の新規登録等を行う場合

令和2年度燃費基準109%を達成している（平成17年排出ガス規制75%低減又は平成30年排出ガス規制50%低減以上に限る※3）※1

該当する

- ① **2021年5月1日から2025年4月30日までの間**に新車新規登録をし、令和12年度燃費基準120%達成しており、初回継続検査等である ※2
  - ①、②に該当する → **免税**
- ② **2025年5月1日から2026年4月30日までの間**に新車新規登録をし、令和12年度燃費基準125%達成しており、初回継続検査等である ※2
  - ①～③のどれにも該当しない → **本則税率**
- ③平成30年排出ガス規制50%低減以上のうち、令和12年度燃費基準75%未満である ※4
  - ③に該当する → **当分の間税率** 13年未満車

該当しない → 新車新規登録等から**「13年を経過」**している
- 該当しない → **当分の間税率** 13年未満車
- 該当する → 新車新規登録等から**「18年を経過」**している
  - 該当しない → **当分の間税率** 13年経過車
  - 該当する → **当分の間税率** 18年経過車

※1　平成22年度燃費基準162%達成車は、令和2年度燃費基準109%達成車に読み替えができます。
※2　車検証の有効期間が満了する日から起算して15日を経過する日までに、車検証の返付等を受ける場合に限ります。
※3　クリーンディーゼル車の場合、平成21年排出ガス規制適合又は平成30年排出ガス規制適合に限ります。
※4　クリーンディーゼル車の場合、平成30年排出ガス規制適合に限ります。

新車新規登録等から13・18年経過する自動車の経過年数の考え方（参考）

①　登録自動車及び小型二輪車の場合

原則として、初度登録年月（小型二輪車の場合は初度検査年月）から12年11ヶ月以後に自動車検査証の交付等を受ける場合、**「13年経過」**となります。（租税特別措置法：第九十条の十一の二、第九十条の十一の三）

例：2010年6月に初度登録（小型二輪車の場合は初度検査）を受けた自動車の場合

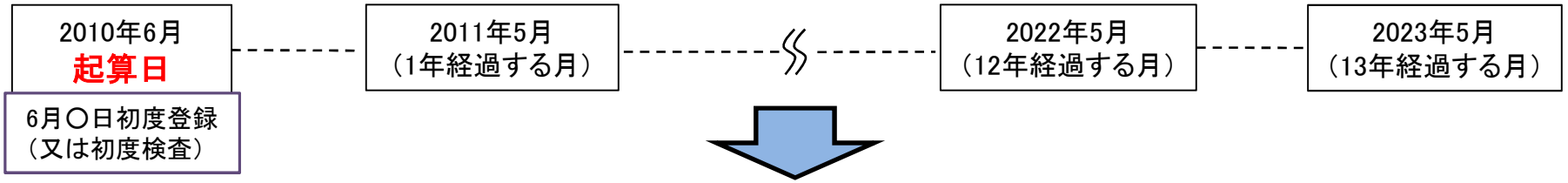

2010年6月に初度登録（又は初度検査）を受けた自動車の適用日は、2023年5月1日からです。初度登録（小型二輪車の場合は初度検査）の際に自動車検査証の交付を受けた「日」に関係なく、**当該交付年月から13年経過する月の1日以後に受ける検査**から適用されます。

②　検査対象軽自動車（二輪を除く）の場合

原則として、初度検査年から13年を経過した年の12月以後に自動車検査証の交付等を受ける場合、**「13年経過」**となります。（租税特別措置法施行令：第五十一条の三）

例：2010年に初度検査を受けた自動車の場合

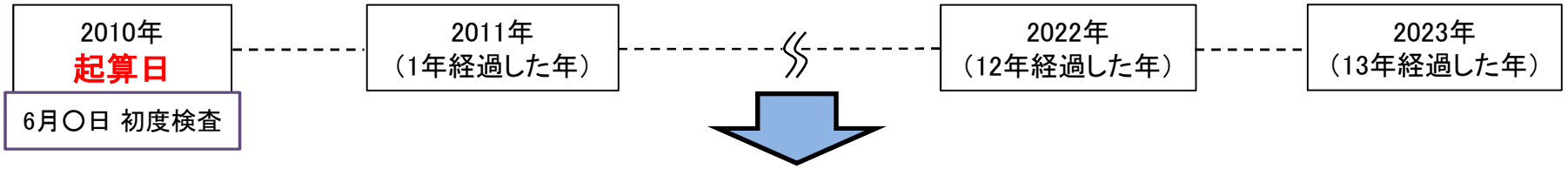

2010年に初度検査を受けた自動車の適用日は、2023年12月1日からです。初度検査の際に自動車検査証の交付を受けた「月日」に関係なく、**当該交付年から13年経過した年の12月1日以後に受ける検査**から適用されます。

※「18年経過」の考え方も同様。
※ 離島に使用の本拠の位置を有する自動車については、①にあっては13年（18年）を経過する月の前月から、②にあっては13年（18年）を経過した年の11月から適用されます。

2023年5月1日からの自動車重量税の税額表

＜継続検査等時における自動車重量税の税額＞

1. 乗用車

（表中の税額単位：円）

区分／車両重量	2年自家用					1年自家用					1年事業用				
	エコカー	エコカー（本則税率）	エコカー外 右以外	エコカー外 13年経過	エコカー外 18年経過	エコカー	エコカー（本則税率）	エコカー外 右以外	エコカー外 13年経過	エコカー外 18年経過	エコカー	エコカー（本則税率）	エコカー外 右以外	エコカー外 13年経過	エコカー外 18年経過
0.5トン以下	免税	5,000	8,200	11,400	12,600	免税	2,500	4,100	5,700	6,300	免税	2,500	2,600	2,700	2,800
～1		10,000	16,400	22,800	25,200		5,000	8,200	11,400	12,600		5,000	5,200	5,400	5,600
～1.5		15,000	24,600	34,200	37,800		7,500	12,300	17,100	18,900		7,500	7,800	8,100	8,400
～2		20,000	32,800	45,600	50,400		10,000	16,400	22,800	25,200		10,000	10,400	10,800	11,200
～2.5		25,000	41,000	57,000	63,000		12,500	20,500	28,500	31,500		12,500	13,000	13,500	14,000
～3		30,000	49,200	68,400	75,600		15,000	24,600	34,200	37,800		15,000	15,600	16,200	16,800

2. 特種用途車

（表中の税額単位：円）

区分／車両総重量	2年自家用					1年自家用					2年事業用					1年事業用				
	エコカー	エコカー（本則税率）	エコカー外 右以外	エコカー外 13年経過	エコカー外 18年経過	エコカー	エコカー（本則税率）	エコカー外 右以外	エコカー外 13年経過	エコカー外 18年経過	エコカー	エコカー（本則税率）	エコカー外 右以外	エコカー外 13年経過	エコカー外 18年経過	エコカー	エコカー（本則税率）	エコカー外 右以外	エコカー外 13年経過	エコカー外 18年経過
1トン以下	免税	5,000	8,200	11,400	12,600	免税	2,500	4,100	5,700	6,300	免税	5,000	5,200	5,400	5,600	免税	2,500	2,600	2,700	2,800
～2		10,000	16,400	22,800	25,200		5,000	8,200	11,400	12,600		10,000	10,400	10,800	11,200		5,000	5,200	5,400	5,600
～3		15,000	24,600	34,200	37,800		7,500	12,300	17,100	18,900		15,000	15,600	16,200	16,800		7,500	7,800	8,100	8,400
～4		20,000	32,800	45,600	50,400		10,000	16,400	22,800	25,200		20,000	20,800	21,600	22,400		10,000	10,400	10,800	11,200
～5		25,000	41,000	57,000	63,000		12,500	20,500	28,500	31,500		25,000	26,000	27,000	28,000		12,500	13,000	13,500	14,000
～6		30,000	49,200	68,400	75,600		15,000	24,600	34,200	37,800		30,000	31,200	32,400	33,600		15,000	15,600	16,200	16,800
～7		35,000	57,400	79,800	88,200		17,500	28,700	39,900	44,100		35,000	36,400	37,800	39,200		17,500	18,200	18,900	19,600
～8		40,000	65,600	91,200	100,800		20,000	32,800	45,600	50,400		40,000	41,600	43,200	44,800		20,000	20,800	21,600	22,400
～9		45,000	73,800	102,600	113,400		22,500	36,900	51,300	56,700		45,000	46,800	48,600	50,400		22,500	23,400	24,300	25,200
～10		50,000	82,000	114,000	126,000		25,000	41,000	57,000	63,000		50,000	52,000	54,000	56,000		25,000	26,000	27,000	28,000
～11		55,000	90,200	125,400	138,600		27,500	45,100	62,700	69,300		55,000	57,200	59,400	61,600		27,500	28,600	29,700	30,800
～12		60,000	98,400	136,800	151,200		30,000	49,200	68,400	75,600		60,000	62,400	64,800	67,200		30,000	31,200	32,400	33,600
～13		65,000	106,600	148,200	163,800		32,500	53,300	74,100	81,900		65,000	67,600	70,200	72,800		32,500	33,800	35,100	36,400
～14		70,000	114,800	159,600	176,400		35,000	57,400	79,800	88,200		70,000	72,800	75,600	78,400		35,000	36,400	37,800	39,200
～15		75,000	123,000	171,000	189,000		37,500	61,500	85,500	94,500		75,000	78,000	81,000	84,000		37,500	39,000	40,500	42,000
～16		80,000	131,200	182,400	201,600		40,000	65,600	91,200	100,800		80,000	83,200	86,400	89,600		40,000	41,600	43,200	44,800
～17		85,000	139,400	193,800	214,200		42,500	69,700	96,900	107,100		85,000	88,400	91,800	95,200		42,500	44,200	45,900	47,600
～18		90,000	147,600	205,200	226,800		45,000	73,800	102,600	113,400		90,000	93,600	97,200	100,800		45,000	46,800	48,600	50,400
～19		95,000	155,800	216,600	239,400		47,500	77,900	108,300	119,700		95,000	98,800	102,600	106,400		47,500	49,400	51,300	53,200
～20		100,000	164,000	228,000	252,000		50,000	82,000	114,000	126,000		100,000	104,000	108,000	112,000		50,000	52,000	54,000	56,000
～21		105,000	172,200	239,400	264,600		52,500	86,100	119,700	132,300		105,000	109,200	113,400	117,600		52,500	54,600	56,700	58,800
～22		110,000	180,400	250,800	277,200		55,000	90,200	125,400	138,600		110,000	114,400	118,800	123,200		55,000	57,200	59,400	61,600
～23		115,000	188,600	262,200	289,800		57,500	94,300	131,100	144,900		115,000	119,600	124,200	128,800		57,500	59,800	62,100	64,400
～24		120,000	196,800	273,600	302,400		60,000	98,400	136,800	151,200		120,000	124,800	129,600	134,400		60,000	62,400	64,800	67,200
～25		125,000	205,000	285,000	315,000		62,500	102,500	142,500	157,500		125,000	130,000	135,000	140,000		62,500	65,000	67,500	70,000

3. トラック（車両総重量8トン以下）

（表中の税額単位：円）

区分／車両総重量	1年自家用					1年事業用				
	エコカー	エコカー（本則税率）	エコカー外 右以外	エコカー外 13年経過	エコカー外 18年経過	エコカー	エコカー（本則税率）	エコカー外 右以外	エコカー外 13年経過	エコカー外 18年経過
1トン以下	免税	2,500	3,300	4,100	4,400	免税	2,500	2,600	2,700	2,800
～2		5,000	6,600	8,200	8,800		5,000	5,200	5,400	5,600
～2.5		7,500	9,900	12,300	13,200		7,500	7,800	8,100	8,400
～3		7,500	12,300	17,100	18,900		7,500	7,800	8,100	8,400
～4		10,000	16,400	22,800	25,200		10,000	10,400	10,800	11,200
～5		12,500	20,500	28,500	31,500		12,500	13,000	13,500	14,000
～6		15,000	24,600	34,200	37,800		15,000	15,600	16,200	16,800
～7		17,500	28,700	39,900	44,100		17,500	18,200	18,900	19,600
～8		20,000	32,800	45,600	50,400		20,000	20,800	21,600	22,400

2023年5月1日からの自動車重量税の税額表

＜継続検査等時における自動車重量税の税額＞

4. バス、トラック（トラックは車両総重量8トン超から適用）

（表中の税額単位：円）

区分 / 車両総重量	1年自家用					1年事業用				
	エコカー	エコカー（本則税率）	エコカー外			エコカー	エコカー（本則税率）	エコカー外		
			右以外	13年経過	18年経過			右以外	13年経過	18年経過
1トン以下	免税	2,500	4,100	5,700	6,300	免税	2,500	2,600	2,700	2,800
～2		5,000	8,200	11,400	12,600		5,000	5,200	5,400	5,600
～3		7,500	12,300	17,100	18,900		7,500	7,800	8,100	8,400
～4		10,000	16,400	22,800	25,200		10,000	10,400	10,800	11,200
～5		12,500	20,500	28,500	31,500		12,500	13,000	13,500	14,000
～6		15,000	24,600	34,200	37,800		15,000	15,600	16,200	16,800
～7		17,500	28,700	39,900	44,100		17,500	18,200	18,900	19,600
～8		20,000	32,800	45,600	50,400		20,000	20,800	21,600	22,400
～9		22,500	36,900	51,300	56,700		22,500	23,400	24,300	25,200
～10		25,000	41,000	57,000	63,000		25,000	26,000	27,000	28,000
～11		27,500	45,100	62,700	69,300		27,500	28,600	29,700	30,800
～12		30,000	49,200	68,400	75,600		30,000	31,200	32,400	33,600
～13		32,500	53,300	74,100	81,900		32,500	33,800	35,100	36,400
～14		35,000	57,400	79,800	88,200		35,000	36,400	37,800	39,200
～15		37,500	61,500	85,500	94,500		37,500	39,000	40,500	42,000
～16		40,000	65,600	91,200	100,800		40,000	41,600	43,200	44,800
～17		42,500	69,700	96,900	107,100		42,500	44,200	45,900	47,600
～18		45,000	73,800	102,600	113,400		45,000	46,800	48,600	50,400
～19		47,500	77,900	108,300	119,700		47,500	49,400	51,300	53,200
～20		50,000	82,000	114,000	126,000		50,000	52,000	54,000	56,000
～21		52,500	86,100	119,700	132,300		52,500	54,600	56,700	58,800
～22		55,000	90,200	125,400	138,600		55,000	57,200	59,400	61,600
～23		57,500	94,300	131,100	144,900		57,500	59,800	62,100	64,400
～24		60,000	98,400	136,800	151,200		60,000	62,400	64,800	67,200
～25		62,500	102,500	142,500	157,500		62,500	65,000	67,500	70,000
～26		65,000	106,600	148,200	163,800		65,000	67,600	70,200	72,800
～27		67,500	110,700	153,900	170,100		67,500	70,200	72,900	75,600
～28		70,000	114,800	159,600	176,400		70,000	72,800	75,600	78,400
～29		72,500	118,900	165,300	182,700		72,500	75,400	78,300	81,200
～30		75,000	123,000	171,000	189,000		75,000	78,000	81,000	84,000

5. 検査対象軽自動車（二輪を除く）

（表中の税額単位：円）

	2年自家用					2年事業用				
	エコカー	エコカー（本則税率）	エコカー外			エコカー	エコカー（本則税率）	エコカー外		
			右以外	13年経過	18年経過			右以外	13年経過	18年経過
	免税	5,000	6,600	8,200	8,800	免税	5,000	5,200	5,400	5,600

6. 小型二輪車

（表中の税額単位：円）

2年自家用			1年自家用			2年事業用			
右以外	13年経過	18年経過	右以外	13年経過	18年経過	右以外	13年経過	18年経過	
3,800	4,600	5,000	1,900	2,300	2,500	3,000	3,200	3,400	エコカー減税対象外

令和 12 年度燃費基準値

１．乗用車（ガソリン車）

○燃費基準値

車両重量が 2,759kg 未満	FE(g)＝－0.00000247×M²－0.000852×M＋30.65
車両重量が 2,759kg 以上	FE(g)＝9.5

（FE(g)：ガソリン車の燃費基準値(km/L)、M：車両重量(kg)、FE(g)は小数点第二位を四捨五入）

２．乗用車（LPG 車）

○燃費基準値

$$FE(l)＝FE(g)×0.74$$

（FE(l)：LPG 車の燃費基準値(km/L)、FE(l)は小数点第二位以下を切り上げ）

３．乗用車（ディーゼル車）

○燃費基準値

$$FE(d)＝FE(g)×1.1$$

（FE(d)：ディーゼル車の燃費基準値(km/L)、FE(d)は小数点第二位以下を切り上げ）

備考

１．「車両重量」とは、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 1 条第 6 号に規定する空車状態における自動車の重量をいう。

エコカー減税（自動車重量税）の概要

〔適用期間〕・**令和5年5月1日～令和8年4月30日**

〔適用内容〕・減税対象車両について、**適用期間中に新車新規登録等を行った場合に限り、特例措置が適用（1回限り）**

・継続検査、中古車の新規登録等を行う場合、原則として現行のエコカー減税の要件を満たす車両について本則税率を適用。

1，乗用車

①適用期間：令和5年5月1日～令和5年12月31日（令和4年5月1日～令和5年4月30日の期間に適用される特例措置を据え置き）

対象・要件等		税目		特例措置の内容			
・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車（平成30年排出ガス規制適合） ・プラグインハイブリッド自動車		重量税	新車新規検査	免税※1			
・クリーンディーゼル車（ハイブリッド車を含む）				免税※2、※3			
	燃費性能 排出ガス性能			令和12年度燃費基準※2			
				60%	75%	90%	120%
ガソリン車・LPG車 （ハイブリッド車を含む）	平成30年排出ガス規制50%低減※5	重量税	新車新規検査	25%軽減	50%軽減	免税	免税※4

②適用期間：令和6年1月1日～令和7年4月30日

対象・要件等		税目		特例措置の内容			
・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車（平成30年排出ガス規制適合） ・プラグインハイブリッド自動車		重量税	新車新規検査	免税※1			
	燃費性能 排出ガス性能			令和12年度燃費基準※2			
				70%	80%	90%	120%
ガソリン車・LPG車 （ハイブリッド車を含む）	平成30年排出ガス規制50%低減※5	重量税	新車新規検査	25%軽減	50%軽減	免税	免税※4
クリーンディーゼル車 （ハイブリッド車を含む）	平成30年排出ガス規制適合※6						

③適用期間：令和7年5月1日～令和8年4月30日

対象・要件等		税目		特例措置の内容				
・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車（平成30年排出ガス規制適合） ・プラグインハイブリッド自動車		重量税	新車新規検査	免税※1				
	燃費性能 排出ガス性能			令和12年度燃費基準※2				
				75%	80%	90%	達成	125%
ガソリン車・LPG車 （ハイブリッド車を含む）	平成30年排出ガス規制50%低減※7	重量税	新車新規検査	軽減なし・本則税率※9	25%軽減	50%軽減	免税	免税※4
クリーンディーゼル車 （ハイブリッド車を含む）	平成30年排出ガス規制適合※8							

※1 新車新規登録時に免税を受けた電気自動車等については、初回継続検査時等も免税。
（車検証の有効期間が満了する日から起算して15日を経過する日までに車検証の交付等を受けた場合に限り適用。）

※2 乗用車のうち、ガソリン車・LPG車・クリーンディーゼル車の減免対象は、令和2年度燃費基準達成車両に限る。

※3 新車新規登録時に免税を受けた令和12年度燃費基準120%達成車両については、初回継続検査時等も免税。
（車検証の有効期間が満了する日から起算して15日を経過する日までに車検証の交付等を受けた場合に限り適用。）

※4 初回継続検査時等も免税。（車検証の有効期間が満了する日から起算して15日を経過する日までに車検証の交付等を受けた場合に限り適用。）

※5 継続検査、中古車の新規登録等を行う場合、平成17年排出ガス規制75%低減車両についても、
令和2年度燃費基準達成車両（WLTC燃費値を持たないものに限る。）又は
平成22年度燃費基準150%達成車両（WLTC燃費値及びJC08燃費値を持たないものに限る。）は本則税率を適用。

※6 継続検査、中古車の新規登録等を行う場合、平成21年排出ガス規制適合車両についても、令和2年度燃費基準達成車両（WLTC燃費値を持たないものに限る。）は本則税率を適用。

※7 継続検査、中古車の新規登録等を行う場合、平成17年排出ガス規制75%低減車両についても、
令和2年度燃費基準109%達成車両（WLTC燃費値を持たないものに限る。）又は
平成22年度燃費基準162%達成車両（WLTC燃費値及びJC08燃費値を持たないものに限る。）は本則税率を適用。

※8 継続検査、中古車の新規登録等を行う場合、平成21年排出ガス規制適合車両についても、令和2年度燃費基準109%達成車両（WLTC燃費値を持たないものに限る。）は本則税率を適用。

※9 継続検査、中古車の新車新規登録等を行う場合についても本則税率を適用。

2. 軽量車（車両総重量2.5t以下のトラック）

①適用期間：令和5年5月1日～令和5年12月31日（令和3年5月1日～令和5年4月30日の期間に適用される特例措置を据え置き）

対象・要件等		税目		特例措置の内容			
・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制NOx10%低減又は平成30年排出ガス規制適合） ・プラグインハイブリッド自動車		重量税	新車新規検査	免税※1			
	燃費性能 ＼ 排出ガス性能			平成27年度燃費基準※10			
				105%	115%	120%	125%
ガソリン車（ハイブリッド車を含む）	平成17年排出ガス規制75%低減 又は 平成30年排出ガス規制50%低減	重量税	新車新規検査	25%軽減	50%軽減	75%軽減	免税

②適用期間：令和6年1月1日～令和8年4月30日

対象・要件等		税目		特例措置の内容			
・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車（平成30年排出ガス規制適合）※11 ・プラグインハイブリッド自動車		重量税	新車新規検査	免税※1			
	燃費性能 ＼ 排出ガス性能			令和4年度燃費基準			
				90%	95%	達成	105%
ガソリン車（ハイブリッド車を含む）	平成30年排出ガス規制50%低減※12	重量税	新車新規検査	25%軽減	50%軽減	75%軽減	免税

3. 中量車（車両総重量2.5t超3.5t以下のトラック）

①適用期間：令和5年5月1日～令和5年12月31日（令和3年5月1日～令和5年4月30日の期間に適用される特例措置を据え置き）

対象・要件等		税目		特例措置の内容		
・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制NOx10%低減又は平成30年排出ガス規制適合） ・プラグインハイブリッド自動車		重量税	新車新規検査	免税※1		
	燃費性能 ＼ 排出ガス性能			平成27年度燃費基準		
				105%	110%	115%
ガソリン車（ハイブリッド車を含む）	平成17年排出ガス規制75%低減 又は 平成30年排出ガス規制50%低減	重量税	新車新規検査	50%軽減	75%軽減	免税
	平成17年排出ガス規制50%低減 又は 平成30年排出ガス規制25%低減			軽減なし	50%軽減	75%軽減
ディーゼル車（ハイブリッド車を含む）	平成21年排出ガス規制NOx・PM+10%低減 又は 平成30年排出ガス規制適合	重量税	新車新規検査	50%軽減	75%軽減	免税
	平成21年排出ガス規制適合			軽減なし	50%軽減	75%軽減

②適用期間：令和6年1月1日～令和8年4月30日

対象・要件等		税目		特例措置の内容		
・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車（平成30年排出ガス規制適合）※11 ・プラグインハイブリッド自動車		重量税	新車新規検査	免税※1		
	燃費性能 ＼ 排出ガス性能			令和4年度燃費基準		
				90%	95%	達成
ガソリン車（ハイブリッド車を含む）	平成30年排出ガス規制50%低減※13	重量税	新車新規検査	50%軽減	75%軽減	免税
	平成30年排出ガス規制25%低減※13			25%軽減	50%軽減	75%軽減
ディーゼル車（ハイブリッド車を含む）	平成30年排出ガス規制適合※13	重量税	新車新規検査	50%軽減	75%軽減	免税

※10　継続検査、中古車の新規登録等を行う場合、平成22年度燃費基準132%達成車両（WLTC燃費値及びJC08燃費値を持たないものに限る。）についても本則税率を適用。
※11　継続検査、中古車の新規登録等を行う場合、平成21年排出ガス規制NOx10%低減車両についても、本則税率を適用。
※12　継続検査、中古車の新規登録等を行う場合、平成17年排出ガス規制75%低減車両についても、
平成22年度燃費基準139%達成車両（WLTC燃費値及びJC08燃費値を持たないものに限る。）又は令和4年度燃費基準90%達成車両は本則税率を適用。
※13　継続検査、中古車の新規登録等を行う場合、平成17年排出ガス規制50%以上低減車両、平成21年排出ガス規制適合車両、平成21年排出ガス規制NOx・PM+10%低減車両についても、
令和4年度燃費基準90%達成車両は本則税率を適用。

4. 軽量車・中量車（車両総重量3.5トン以下のバス）

①適用期間：令和5年5月1日～令和5年12月31日（令和3年5月1日～令和5年4月30日の期間に適用される特例措置を据え置き）

<table>
<tr><th colspan="2">対象・要件等</th><th colspan="2">税目</th><th colspan="3">特例措置の内容</th></tr>
<tr><td colspan="2">・電気自動車
・燃料電池自動車
・天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制NOx10%低減又は平成30年排出ガス規制適合）
・プラグインハイブリッド自動車</td><td>重量税</td><td>新車新規検査</td><td colspan="3">免税※1</td></tr>
<tr><td colspan="2">燃費性能 ＼ 排出ガス性能</td><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="3">令和2年度燃費基準</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>達成</td><td>105%</td><td>110%</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ガソリン車
（ハイブリッド車を含む）</td><td>平成17年排出ガス規制75%低減
又は
平成30年排出ガス規制50%低減</td><td>重量税</td><td>新車新規検査</td><td>75%軽減</td><td colspan="2">免税</td></tr>
<tr><td>平成17年排出ガス規制50%低減
又は
平成30年排出ガス規制25%低減</td><td>重量税</td><td>新車新規検査</td><td>50%軽減</td><td>75%軽減</td><td>免税</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ディーゼル車
（ハイブリッド車を含む）</td><td>平成21年排出ガス規制NOx・PM+10%低減
又は
平成30年排出ガス規制適合</td><td>重量税</td><td>新車新規検査</td><td>75%軽減</td><td colspan="2">免税</td></tr>
<tr><td>平成21年排出ガス規制適合</td><td>重量税</td><td>新車新規検査</td><td>50%軽減</td><td>75%軽減</td><td>免税</td></tr>
</table>

②適用期間：令和6年1月1日～令和8年4月30日

<table>
<tr><th colspan="2">対象・要件等</th><th colspan="2">税目</th><th colspan="3">特例措置の内容</th></tr>
<tr><td colspan="2">・電気自動車
・燃料電池自動車
・天然ガス自動車（平成30年排出ガス規制適合）※14
・プラグインハイブリッド自動車</td><td>重量税</td><td>新車新規検査</td><td colspan="3">免税※1</td></tr>
<tr><td colspan="2">燃費性能 ＼ 排出ガス性能</td><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="3">令和2年度燃費基準</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>達成</td><td>105%</td><td>110%</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ガソリン車
（ハイブリッド車を含む）</td><td>平成30年排出ガス規制50%低減※15</td><td>重量税</td><td>新車新規検査</td><td>75%軽減</td><td colspan="2">免税</td></tr>
<tr><td>平成30年排出ガス規制25%低減※15</td><td>重量税</td><td>新車新規検査</td><td>50%軽減</td><td>75%軽減</td><td>免税</td></tr>
<tr><td>ディーゼル車
（ハイブリッド車を含む）</td><td>平成30年排出ガス規制適合※15</td><td>重量税</td><td>新車新規検査</td><td>75%軽減</td><td colspan="2">免税</td></tr>
</table>

5. 重量車（車両総重量3.5t超のバス・トラック）

①適用期間：令和5年5月1日～令和5年12月31日（令和3年5月1日～令和5年4月30日の期間に適用される特例措置を据え置き）

<table>
<tr><th colspan="2">対象・要件等</th><th colspan="2">税目</th><th colspan="3">特例措置の内容</th></tr>
<tr><td colspan="2">・電気自動車
・燃料電池自動車
・天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制NOx10%低減）
・プラグインハイブリッド自動車</td><td>重量税</td><td>新車新規検査</td><td colspan="3">免税※1</td></tr>
<tr><td colspan="2">燃費性能 ＼ 排出ガス性能</td><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="3">平成27年度燃費基準</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>105%</td><td>110%</td><td>115%</td></tr>
<tr><td>ディーゼル車
（ハイブリッド車を含む）</td><td>平成28年排出ガス規制適合※16</td><td>重量税</td><td>新車新規検査</td><td>50%軽減</td><td>75%軽減</td><td>免税</td></tr>
</table>

②適用期間：令和6年1月1日～令和7年4月30日

<table>
<tr><th colspan="2">対象・要件等</th><th colspan="2">税目</th><th colspan="3">特例措置の内容</th></tr>
<tr><td colspan="2">・電気自動車
・燃料電池自動車
・天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制NOx10%低減）
・プラグインハイブリッド自動車</td><td>重量税</td><td>新車新規検査</td><td colspan="3">免税※1</td></tr>
<tr><td colspan="2">燃費性能 ＼ 排出ガス性能</td><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="3">平成27年度燃費基準</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>105%</td><td>110%</td><td>115%</td></tr>
<tr><td>ディーゼル車
（ハイブリッド車を含む）</td><td>平成28年排出ガス規制適合※16</td><td>重量税</td><td>新車新規検査</td><td>25%軽減</td><td>50%軽減</td><td>免税</td></tr>
</table>

③適用期間：令和7年5月1日～令和8年4月30日

<table>
<tr><th colspan="2">対象・要件等</th><th colspan="2">税目</th><th colspan="2">特例措置の内容</th></tr>
<tr><td colspan="2">・電気自動車
・燃料電池自動車
・天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制NOx10%低減）
・プラグインハイブリッド自動車</td><td>重量税</td><td>新車新規検査</td><td colspan="2">免税※1</td></tr>
<tr><td colspan="2">燃費性能 ＼ 排出ガス性能</td><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="2">令和7年度燃費基準</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>95%</td><td>達成</td></tr>
<tr><td>ディーゼル車
（ハイブリッド車を含む）</td><td>平成28年排出ガス規制適合※17</td><td>重量税</td><td>新車新規検査</td><td>50%軽減</td><td>免税</td></tr>
</table>

※14 継続検査、中古車の新規登録等を行う場合、平成21年排出ガス規制NOx10%低減車両についても、本則税率を適用。
※15 継続検査、中古車の新規登録等を行う場合、平成17年排出ガス規制50%以上低減車両、平成21年排出ガス規制適合車両及び平成21年排出ガス規制NOx・PM+10%低減車両についても、令和2年度燃費基準達成車両は本則税率を適用。
※16 継続検査、中古車の新規登録等を行う場合、平成21年排出ガス規制NOx・PM+10%低減車両についても、平成27年度燃費基準105%達成車両は本則税率を適用。
※17 継続検査、中古車の新規登録等を行う場合、平成21年排出ガス規制NOx・PM+10%低減車両及び平成28年排出ガス規制適合車両について、平成27年度燃費基準105%達成車両（JH25燃費値を持たないものに限る）は本則税率を適用。

自動車税のグリーン化特例の概要

○ 軽 課

〔適用期間〕 **・令和5年4月1日～令和8年3月31日**

〔適用内容〕 ・適用期間中に**新車新規登録を行った場合に限り**、当該年度の**翌年度分について特例措置が適用**

対象・要件等		特例措置の内容
乗用車※1	・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排出ガス規制適合） ・プラグインハイブリッド自動車	概ね75%軽減
重量車等 （バス・トラック）	・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排出ガス規制適合） ・プラグインハイブリッド自動車	概ね75%軽減

※1 （適用期間：令和5年4月1日～令和7年3月31日）
営業用乗用車のうち、ガソリン・LPG・クリーンディーゼル車（ハイブリッド車を含む）の場合、
平成17年排出ガス規制75%低減車両又は平成30年排出ガス規制50%低減車両
（クリーンディーゼル車は平成21年排出ガス規制適合車両又は平成30年排ガス適合車両）について、
令和2年度基準達成かつ令和12年度基準90%達成車両は概ね75%軽減、令和2年度基準達成かつ令和12年度燃費基準70%達成車両は概ね50%軽減。

（適用期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日）
営業用乗用車のうち、ガソリン・LPG・クリーンディーゼル車（ハイブリッド車を含む））の場合、
平成17年排出ガス規制75%低減車両又は平成30年排出ガス規制50%低減車両
（クリーンディーゼル車は平成21年排出ガス規制適合車両又は平成30年排ガス適合車両）について、
令和2年度基準達成かつ令和12年度基準90%達成車両は概ね75%軽減。

○ 重 課

〔適用内容〕 ・**新車新規登録から一定期間経過した自動車**(※2) ： 概ね15%重課（※3）

・ガソリン車、ＬＰＧ車 ： １３年超

・ディーゼル車 ： １１年超

※2 電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンプラグインハイブリッド自動車、ガソリンハイブリッド自動車、
一般乗合バス及び被けん引車については、重課の適用外

※3 バス（一般乗合バスを除く）及びトラック（被けん引車を除く）については、概ね10%重課

軽自動車税のグリーン化特例の概要

○ 軽 課

〔適用期間〕　**・令和5年4月1日～令和8年3月31日**

〔適用内容〕　・適用期間中に**初めて車両番号の指定を受ける減税対象車（三輪以上の軽自動車）を取得する場合に限り**、当該年度の**翌年度分**について**特例措置が適用**

対象・要件等		特例措置の内容
乗用車※1	・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排出ガス規制適合）	概ね75%軽減
軽貨物車	・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排出ガス規制適合）	概ね75%軽減

※1 （適用期間：令和5年4月1日～令和7年3月31日）
営業用乗用車のうち、ガソリン（ハイブリッド車を含む）の場合、
平成17年排出ガス規制75%低減車両又は平成30年排出ガス規制50%低減車両について、
令和2年度基準達成かつ令和12年度基準90%達成車両は概ね50%軽減、令和2年度基準達成かつ令和12年度燃費基準70%達成車両は概ね25%軽減。

（適用期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日）
営業用乗用車のうち、ガソリン（ハイブリッド車を含む）の場合、
平成17年排出ガス規制75%低減車両又は平成30年排出ガス規制50%低減車両について、
令和2年度基準達成かつ令和12年度基準90%達成車両は概ね50%軽減。

○ 重 課

〔適用内容〕　**初めて車両番号の指定を受けてから13年を経過**した三輪以上の軽自動車（※2）：概ね20%重課

※2　電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車及び被けん引車を除く

環境性能割の概要

〔適用期限〕 **・令和5年4月1日～令和8年3月31日**
〔適用内容〕 **・上記の期間中に車両を取得した場合に、車両の取得価額に対して環境性能に応じた税率を課税。**

1．乗用車（登録車）

①適用期間：令和5年4月1日～令和5年12月31日（令和4年4月1日～令和5年3月31日の期間に適用される税率及び適用区分を据え置き）

対象・要件等		自家用・営業用別	特例措置の内容			
・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制NOx10%低減又は平成30年排出ガス規制適合） ・クリーンディーゼル車（平成21年排出ガス規制適合又は平成30年排出ガス規制適合）※1 ・プラグインハイブリッド自動車		自家用 及び 営業用	非課税			
	燃費性能 ＼ 排出ガス性能		令和12年度燃費基準※2※3			
			60%	65%	75%	85%
ガソリン車・LPG車 （ハイブリッド車を含む）	平成17年排出ガス規制75%低減 又は 平成30年排出ガス規制50%低減	自家用	2%		1%	非課税
		営業用	1%	0.5%	非課税	

・上記の要件に該当しない車両については、自家用は3%、営業用は2%の税率が適用。

②適用期間：令和6年1月1日～令和7年3月31日

対象・要件等		自家用・営業用別	特例措置の内容			
・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制NOx10%低減又は平成30年排出ガス規制適合） ・プラグインハイブリッド自動車		自家用 及び 営業用	非課税			
	燃費性能 ＼ 排出ガス性能		令和12年度燃費基準※2※3			
			60%	70%	80%	85%
ガソリン車・LPG車 （ハイブリッド車を含む）	平成17年排出ガス規制75%低減 又は 平成30年排出ガス規制50%低減	自家用	3%	2%	1%	非課税
クリーンディーゼル車 （ハイブリッド車を含む）	平成21年排出ガス規制適合 又は 平成30年排出ガス規制適合	営業用	1%	0.5%	非課税	

・上記の要件に該当しない車両については、自家用は3%、営業用は2%の税率が適用。

③適用期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日

対象・要件等		自家用・営業用別	特例措置の内容					
・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制NOx10%低減又は平成30年排出ガス規制適合） ・プラグインハイブリッド自動車		自家用 及び 営業用	非課税					
	燃費性能 ＼ 排出ガス性能		令和12年度燃費基準※2※3					
			70%	75%	80%	85%	90%	95%
ガソリン車・LPG車 （ハイブリッド車を含む）	平成17年排出ガス規制75%低減 又は 平成30年排出ガス規制50%低減	自家用	3%	2%		1%		非課税
クリーンディーゼル車 （ハイブリッド車を含む）	平成21年排出ガス規制適合 又は 平成30年排出ガス規制適合	営業用	1%		0.5%		非課税	

・上記の要件に該当しない車両については、自家用は3%、営業用は2%の税率が適用。

※1　クリーンディーゼル車については、令和2年度燃費基準達成の車両であって、令和12年度燃費基準60%以上達成車に限り、上記の要件を適用。
※2　軽減対象は、令和2年度燃費基準達成車両に限る。

【令和2年度燃費基準への読み替え】

令和2年度燃費基準	達成
↑	
平成22年度燃費基準	150%

※3【令和12年度燃費基準への読み替え】

令和12年度燃費基準	55%	60%	65%	70%	75%	80%	85%	90%	95%
↑									
平成22年度燃費基準	119%	130%	141%	151%	162%	173%	184%	194%	205%

令和12年度燃費基準	55%	60%	65%	70%	75%	80%	85%	90%	95%
↑									
令和2年度燃費基準	80%	87%	94%	102%	109%	116%	123%	130%	138%

2. 乗用車（軽自動車）

①適用期間：令和5年4月1日～令和5年12月31日（令和3年4月1日～令和5年3月31日の期間に適用される税率及び適用区分を据え置き）

<table>
<tr><th colspan="2">対象・要件等</th><th>自家用・営業用別</th><th colspan="3">特例措置の内容</th></tr>
<tr><td colspan="2">・電気自動車
・燃料電池自動車
・天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制NOx10%低減又は平成30年排出ガス規制適合）</td><td>自家用
及び
営業用</td><td colspan="3">非課税</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">燃費性能
排出ガス性能</td><td rowspan="2"></td><td colspan="3">令和12年度燃費基準※3</td></tr>
<tr><td>55%</td><td>60%</td><td>75%</td></tr>
<tr><td rowspan="3">ガソリン車
（ハイブリッド車を含む）</td><td rowspan="3">平成17年排出ガス規制75%低減
又は
平成30年排出ガス規制50%低減</td><td>自家用</td><td>2%</td><td>1%※2</td><td rowspan="2">非課税※2</td></tr>
<tr><td rowspan="2">営業用</td><td rowspan="2">1%</td><td>0.5%※2</td></tr>
<tr><td colspan="2">1%</td></tr>
</table>

・上記の要件に該当しない車両については、2%の税率が適用。

②適用期間：令和6年1月1日～令和7年3月31日

<table>
<tr><th colspan="2">対象・要件等</th><th>自家用・営業用別</th><th colspan="3">特例措置の内容</th></tr>
<tr><td colspan="2">・電気自動車
・燃料電池自動車
・天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制NOx10%低減又は平成30年排出ガス規制適合）</td><td>自家用
及び
営業用</td><td colspan="3">非課税</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">燃費性能
排出ガス性能</td><td rowspan="2"></td><td colspan="3">令和12年度燃費基準※2※3</td></tr>
<tr><td>60%</td><td>70%</td><td>80%</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ガソリン車
（ハイブリッド車を含む）</td><td rowspan="2">平成17年排出ガス規制75%低減
又は
平成30年排出ガス規制50%低減</td><td>自家用</td><td>2%</td><td>1%</td><td rowspan="2">非課税</td></tr>
<tr><td>営業用</td><td>1%</td><td>0.5%</td></tr>
</table>

・上記の要件に該当しない車両については、2%の税率が適用。

③適用期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日

<table>
<tr><th colspan="2">対象・要件等</th><th>自家用・営業用別</th><th colspan="3">特例措置の内容</th></tr>
<tr><td colspan="2">・電気自動車
・燃料電池自動車
・天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制NOx10%低減又は平成30年排出ガス規制適合）</td><td>自家用
及び
営業用</td><td colspan="3">非課税</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">燃費性能
排出ガス性能</td><td rowspan="2"></td><td colspan="3">令和12年度燃費基準※2※3</td></tr>
<tr><td>70%</td><td>75%</td><td>80%</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ガソリン車
（ハイブリッド車を含む）</td><td rowspan="2">平成17年排出ガス規制75%低減
又は
平成30年排出ガス規制50%低減</td><td>自家用</td><td>2%</td><td>1%</td><td rowspan="2">非課税</td></tr>
<tr><td>営業用</td><td>1%</td><td>0.5%</td></tr>
</table>

・上記の要件に該当しない車両については、2%の税率が適用。

3. 軽量車（車両総重量2.5t以下のトラック）

①適用期間：**令和5年4月1日～令和5年12月31日**（令和3年4月1日～令和5年3月31日の期間に適用される税率及び適用区分を据え置き）

対象・要件等		自家用・営業用別	特例措置の内容		
・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制NOx10%低減又は平成30年排出ガス規制適合） ・プラグインハイブリッド自動車		自家用 及び 営業用	非課税		
	燃費性能 ＼ 排出ガス性能		平成27年度燃費基準※4		
			115%	120%	125%
ガソリン車 （ハイブリッド車を含む）	平成17年排出ガス規制75%低減 又は 平成30年排出ガス規制50%低減	自家用（登録車）	2%	1%	非課税
		自家用（軽自動車）	2%		
		営業用（登録車）	1%	0.5%	
		営業用（軽自動車）			

・上記の要件に該当しない車両については、自家用は3%、営業用は2%の税率が適用。（軽自動車については一律2%が適用される。）

②適用期間：**令和6年1月1日～令和8年3月31日**

対象・要件等		自家用・営業用別	特例措置の内容		
・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制NOx10%低減又は平成30年排出ガス規制適合） ・プラグインハイブリッド自動車		自家用 及び 営業用	非課税		
	燃費性能 ＼ 排出ガス性能		令和4年度燃費基準※5		
			95%	達成	105%
ガソリン車 （ハイブリッド車を含む）	平成17年排出ガス規制75%低減 又は 平成30年排出ガス規制50%低減	自家用（登録車）	2%	1%	非課税
		自家用（軽自動車）	2%		
		営業用（登録車）	1%	0.5%	
		営業用（軽自動車）			

・上記の要件に該当しない車両については、自家用は3%、営業用は2%の税率が適用。（軽自動車については一律2%が適用される。）

4. 中量車（車両総重量2.5t超3.5t以下のトラック）

①適用期間：**令和5年4月1日～令和5年12月31日**（令和3年4月1日～令和5年3月31日の期間に適用される税率及び適用区分を据え置き）

対象・要件等		自家用・営業用別	特例措置の内容			
・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制NOx10%低減又は平成30年排出ガス規制適合） ・プラグインハイブリッド自動車		自家用 及び 営業用	非課税			
	燃費性能 ＼ 排出ガス性能		平成27年度燃費基準			
			105%	110%	115%	120%
ガソリン車 （ハイブリッド車を含む）	平成17年排出ガス規制75%低減 又は 平成30年排出ガス規制50%低減	自家用	2%	1%	非課税	
		営業用	1%	0.5%		
	平成17年排出ガス規制50%低減 又は 平成30年排出ガス規制25%低減	自家用	3%	2%	1%	非課税
		営業用	2%	1%	0.5%	
ディーゼル車 （ハイブリッド車を含む）	平成21年排出ガス規制NOx・PM+10%低減 又は 平成30年排出ガス規制適合	自家用	2%	1%	非課税	
		営業用	1%	0.5%		
	平成21年排出ガス規制適合	自家用	3%	2%	1%	非課税
		営業用	2%	1%	0.5%	

・上記の要件に該当しない車両については、自家用は3%、営業用は2%の税率が適用。

②適用期間：**令和6年1月1日～令和8年3月31日**

対象・要件等		自家用・営業用別	特例措置の内容		
・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制NOx10%低減又は平成30年排出ガス規制適合） ・プラグインハイブリッド自動車		自家用 及び 営業用	非課税		
	燃費性能 ＼ 排出ガス性能		令和4年度燃費基準		
			95%	達成	105%
ガソリン車 （ハイブリッド車を含む）	平成17年排出ガス規制75%低減 又は 平成30年排出ガス規制50%低減	自家用	1%	非課税	
		営業用	0.5%		
	平成17年排出ガス規制50%低減 又は 平成30年排出ガス規制25%低減	自家用	2%	1%	非課税
		営業用	1%	0.5%	
ディーゼル車 （ハイブリッド車を含む）	平成21年排出ガス規制NOx・PM+10%低減 又は 平成30年排出ガス規制適合	自家用	1%	非課税	
		営業用	0.5%		
	平成21年排出ガス規制適合	自家用	2%	1%	非課税
		営業用	1%	0.5%	

・上記の要件に該当しない車両については、自家用は3%、営業用は2%の税率が適用。

※4 【平成27年度燃費基準への読み替え】

平成27年度燃費基準	115%	120%	125%
↓			
平成22年度燃費基準	144%	150%	157%

※5 【令和4年度燃費基準への読み替え】

令和4年度燃費基準	95%	達成	105%
↓			
平成22年度燃費基準	147%	155%	163%

5. 軽量車・中量車（車両総重量3.5t以下のバス）

①適用期間：令和5年4月1日～令和5年12月31日（令和3年4月1日～令和5年3月31日の期間に適用される税率及び適用区分を据え置き）

○車両総重量2.5t以下のバス

対象・要件等		自家用・営業用別	特例措置の内容		
・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制NOx10%低減又は平成30年排出ガス規制適合） ・プラグインハイブリッド自動車		自家用 及び 営業用	非課税		
	燃費性能 排出ガス性能		平成27年度燃費基準※6	令和2年度燃費基準※7	
			115%	達成	105%
ガソリン車 （ハイブリッド車を含む）	平成17年排出ガス規制75%低減 又は 平成30年排出ガス規制50%低減	自家用	2%	1%	非課税
		営業用	1%	0.5%	

・上記の要件に該当しない車両については、自家用は3%、営業用は2%の税率が適用。

○車両総重量2.5t超3.5t以下のバス

対象・要件等		自家用・営業用別	特例措置の内容				
・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制NOx10%低減又は平成30年排出ガス規制適合） ・プラグインハイブリッド自動車		自家用 及び 営業用	非課税				
	燃費性能 排出ガス性能		平成27年度燃費基準			令和2年度燃費基準	
			105%	110%	115%	達成	105%
ガソリン車 （ハイブリッド車を含む）	平成17年排出ガス規制75%低減 又は 平成30年排出ガス規制50%低減	自家用	2%	1%	非課税		
		営業用	1%	0.5%			
	平成17年排出ガス規制50%低減 又は 平成30年排出ガス規制25%低減	自家用	3%	2%	1%	非課税	
		営業用	2%	1%	0.5%		
ディーゼル車 （ハイブリッド車を含む）	平成21年排出ガス規制NOx・PM+10%低減 又は 平成30年排出ガス規制適合	自家用	2%	1%	非課税		
		営業用	1%	0.5%			
	平成21年排出ガス規制適合	自家用	3%	2%	1%	非課税	
		営業用	2%	1%	0.5%		

・上記の要件に該当しない車両については、自家用は3%、営業用は2%の税率が適用。

②適用期間：令和6年1月1日～令和8年3月31日

対象・要件等		自家用・営業用別	特例措置の内容		
・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制NOx10%低減又は平成30年排出ガス規制適合） ・プラグインハイブリッド自動車		自家用 及び 営業用	非課税		
	燃費性能 排出ガス性能		令和2年度燃費基準		
			達成	105%	110%
ガソリン車 （ハイブリッド車を含む）	平成17年排出ガス規制75%低減 又は 平成30年排出ガス規制50%低減	自家用	1%	非課税	
		営業用	0.5%		
	平成17年排出ガス規制50%低減 又は 平成30年排出ガス規制25%低減	自家用	2%	1%	非課税
		営業用	1%	0.5%	
ディーゼル車 （ハイブリッド車を含む）	平成21年排出ガス規制NOx・PM+10%低減 又は 平成30年排出ガス規制適合	自家用	1%	非課税	
		営業用	0.5%		
	平成21年排出ガス規制適合	自家用	2%	1%	非課税
		営業用	1%	0.5%	

・上記の要件に該当しない車両については、自家用は3%、営業用は2%の税率が適用。

※6 【平成27年度燃費基準への読み替え】

平成27年度燃費基準	115%
平成22年度燃費基準	144%

※7 【令和2年度燃費基準への読み替え】

令和2年度燃費基準	達成	105%
平成22年度燃費基準	150%	157%

6. 重量車（車両総重量3.5t超のバス・トラック）

①適用期間：令和5年4月1日～令和5年12月31日（令和3年4月1日～令和5年3月31日の期間に適用される税率及び適用区分を据え置き）

対象・要件等		自家用・営業用別	特例措置の内容			
・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制NOx10%低減） ・プラグインハイブリッド自動車		自家用 及び 営業用	非課税			
	燃費性能 排出ガス性能		平成27年度燃費基準			
			達成	105%	110%	115%
ディーゼル車 （ハイブリッド車を含む）	平成21年排出ガス規制NOx・PM+10%低減 又は 平成28年排出ガス規制適合	自家用	2%	1%	非課税	
		営業用	1%	0.5%		

・上記の要件に該当しない車両については、自家用は3%、営業用は2%の税率が適用。

②適用期間：令和6年1月1日～令和7年3月31日

対象・要件等		自家用・営業用別	特例措置の内容		
・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制NOx10%低減） ・プラグインハイブリッド自動車		自家用 及び 営業用	非課税		
	燃費性能 排出ガス性能		平成27年度燃費基準		
			105%	110%	115%
ディーゼル車 （ハイブリッド車を含む）	平成21年排出ガス規制NOx・PM+10%低減 又は 平成28年排出ガス規制適合	自家用	2%	1%	非課税
		営業用	1%	0.5%	

・上記の要件に該当しない車両については、自家用は3%、営業用は2%の税率が適用。

③適用期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日

対象・要件等		自家用・営業用別	特例措置の内容		
・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制NOx10%低減） ・プラグインハイブリッド自動車		自家用 及び 営業用	非課税		
	燃費性能 排出ガス性能		令和7年度燃費基準※8		
			95%	達成	105%
ディーゼル車 （ハイブリッド車を含む）	平成21年排出ガス規制NOx・PM+10%低減 又は 平成28年排出ガス規制適合	自家用	2%	1%	非課税
		営業用	1%	0.5%	

・上記の要件に該当しない車両については、自家用は3%、営業用は2%の税率が適用。

※8 【令和7年度燃費基準への読み替え】

令和7年度燃費基準	95%	達成	105%

平成27年度燃費基準	105%	110%	115%

ノンステップバスやUDタクシー等のバリアフリー車両に係る特例措置の延長（自動車税）

ノンステップバスやUDタクシー等のバリアフリー車両に係る自動車税（環境性能割）の特例措置を延長する。

施策の背景

○ 高齢者、障害者を含むすべての人々が安心して生活することができるユニバーサル社会の実現のため、令和3年度に改正されたバリアフリー法の「移動等円滑化の促進に関する基本方針」におけるバリアフリー車両の導入目標の達成等に向け、**バリアフリー車両の普及を加速させていく必要がある**。

○ また、**空港アクセスバス、観光バス等のリフト付きバリアフリー車両**については、通常車両価格より高額であること等によりその普及が低調な状況になっているため、**障害当事者団体及び業界の要望**等により、さらなる普及促進が求められている。

○ このようなことから、**バリアフリー車両に係る特例措置を延長**することによって、バリアフリー化を強力に促進する。

施策の目標

バリアフリー法の「移動等円滑化の促進に関する基本方針」におけるバリアフリー車両の目標及びバリアフリー化の状況

	乗合バス（路線バス・空港アクセスバス等）			貸切バス（観光バス等）	タクシー	
バリアフリー車両の種類	ノンステップバス	リフト付きバス	空港アクセスバス	ノンステップバス・リフト付きバス	福祉タクシー（ユニバーサルデザインタクシー（UDタクシー）含む）	UDタクシー
目標（令和3～7年度）	約80%	約25%	平均利用者数2000人/日以上の航空旅客ターミナルのうち鉄軌道アクセスがない施設へのバス路線の運行系統の総数の約50%について、バリアフリー化した車両を含む運行とする。	約2,100台	約90,000台	各都道府県における総車両数の約25%をUDタクシーとする。
実績（令和2年度）	63.8%	5.8%	—	1,066台	41,464台（25,878台）	—

要望の結果

○要望結果 ： バリアフリー車両に係る特例措置を延長する。
○要望期間 ： 令和5年4月1日～令和7年3月31日

措置対象 ＼ 税目	ノンステップバス（構造・設備基準に適合した車両）	リフト付きバス（乗車定員30人以上）（構造・設備基準に適合した車両）		リフト付きバス（乗車定員30人未満）（構造・設備基準に適合した車両）	ユニバーサルデザインタクシー（UDタクシー）（バリアフリー性能に優れた車両と認定された車両）
	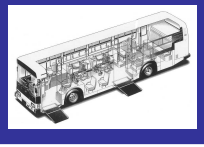				
		〔 空港アクセスバス 〕	〔 空港アクセスバス以外 〕		
自動車税（環境性能割）	取得価額から1,000万円を控除	取得価額から800万円を控除	取得価額から650万円を控除	取得価額から200万円を控除	取得価額から100万円を控除
要望内容	延長	延長	延長	延長	延長

都道府県の条例に定める路線を運行する乗合バス車両の取得に係る非課税措置の延長（自動車税）

都道府県の条例で定める生活交通路線の運行の用に供する乗合バス車両の取得に係る自動車税（環境性能割）の非課税措置を延長する。

施策の背景

○　少子高齢化に伴う人口減少等により、バス事業の輸送人員や営業収入が低迷する中で、バス事業者の経営は極めて厳しい状況に置かれている。
○　地域住民の生活交通路線を維持するとともに、高齢者や障害者を含め、誰でも利用しやすく、環境にやさしい公共交通を実現するためには、老朽化した乗合バス車両の早期代替が必要である。

輸送人員等の推移

輸送人員及び営業収入は低迷している。

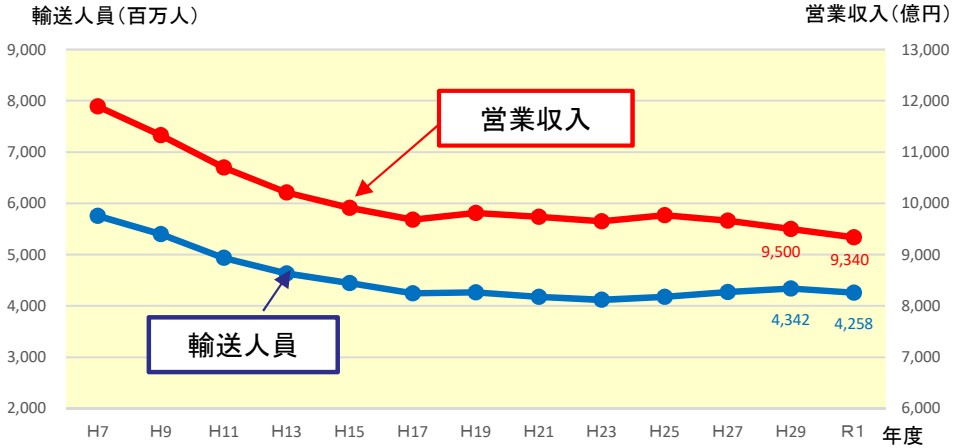

国土交通省調べ

事業者の収支状況

乗合バス事業者のうち、令和元年度末時点で7割強、令和2年度末時点で9割9分が赤字事業者となっている。

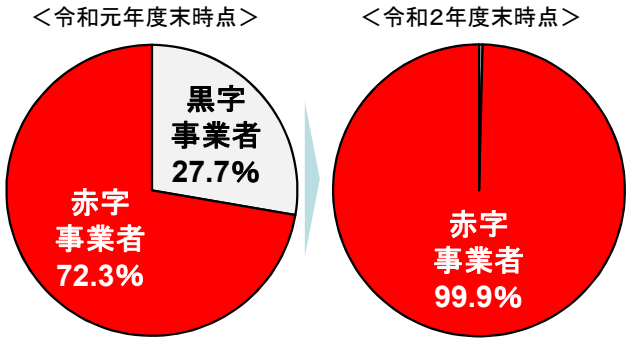

国土交通省調べ

乗合バス車両の車齢の分布

乗合バス車両の車齢の分布をみると、7割強が11年を超える車両となっている。

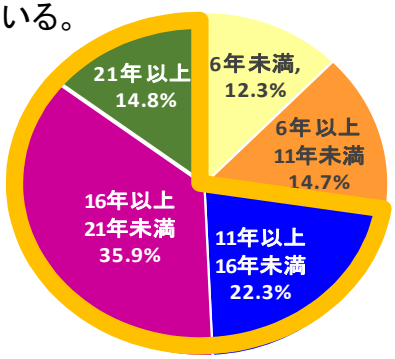

※過去12年間に運賃改定を実施した37事業者6,809両の集計

要望の結果

特例措置の内容

都道府県の条例で定める生活交通路線の運行の用に供する乗合バス車両の取得に係る自動車税（環境性能割）を非課税とする。

要　望

現行の措置を2年間（令和5年4月1日～令和7年3月31日）延長する。

先進安全技術を搭載したトラック・バス車両に係る特例措置の拡充・延長
（自動車重量税・自動車税）

・側方衝突警報装置を搭載したトラックについて、自動車税（環境性能割）の特例措置を延長する。
・衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）を搭載したトラック・バスについて、自動車重量税及び自動車税（環境性能割）の特例措置を拡充する。

施策の背景

○「第11次交通安全基本計画」（令和3年3月）において令和7年までに死者数を2,000人以下とする政府目標が掲げられている中、令和3年の交通事故死者数は2,636人となっており、更なる取組みの強化が必要。特に関越自動車道における高速ツアーバス事故（平成24年4月）、軽井沢スキーバス事故（平成28年1月）に見られるように、大型車両は事故発生時の被害が大きくなりやすい。

○ドライバーの安全運転を支援する先進安全技術には、高い事故防止・被害軽減効果が期待されるため、トラック・バスにおける基準化・義務化を進めているが、先進安全技術を有する装置の価格が高く、事業者の負担が大きいことから、義務化までの間、税制特例を講じることにより、当該装置を搭載した車両の早期普及を促進する必要がある。

①側方衝突警報装置（BSIS）	
死亡事故	1,190件
うち左折時	129件
低減効果※	10.8%

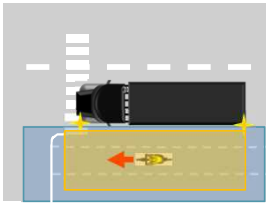

②衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）（AEBS）	
死亡事故	1,190件
うち対歩行者	414件
低減効果※	34.8%

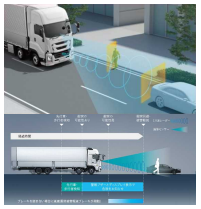

※ 平成28年～令和2年の大・中型トラックの死亡事故のうち、各装置により防ぎうる類型の事故の件数から試算した。

要望の結果

①自動車税（環境性能割）に係る現行の措置をBSISの義務付けまで、13カ月間延長する。〔令和5年4月1日～令和6年4月30日〕

②対象装置に衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）を追加し、自動車重量税及び自動車税（環境性能割）に係る特例措置を講じる。（自動車重量税：令和5年5月1日～令和8年4月30日／自動車税（環境性能割）：令和5年4月1日～令和7年3月31日）

対象車両	対象装置	国税：自動車重量税 軽減額	地方税：自動車税（環境性能割） 取得価格からの控除額
車両総重量8t超のトラック	BSIS（※1）又はAEBS	**25%軽減**	**175万円控除**
	上記2装置装着（※1）	**50%軽減**	**350万円控除**
車両総重量3.5t超8t以下のトラック（※2）	AEBS	**25%軽減**	**175万円控除**
バス（※2）			

※トラックにはトラクタを含む

（※1）
BSIS又は2装置装着の場合の特例は、BSISの義務化（令和6年4月30日）まで適用可能

（※2）
車両総重量3.5t超8t以下のトラック及びバスに対するBSISの義務化は予定していない